

地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック（案）

(目 次)	
はじめに	2
本ハンドブックのねらい	2
○地方公共団体の活動における独占禁止法上及び競争政策上の考え方	5
1 地方公共団体と独占禁止法及び競争政策の関係	5
2 条例等の制定改廃・運用時における独占禁止法上及び競争政策上の考え方	6
(1) 条例等の制定改廃時における競争状況に及ぼす影響のセルフチェック	6
ア 条例等の制定改廃時における競争評価の実施	6
(ア) 競争評価の意義	6
(イ) 競争評価の手法	7
(ウ) 競争評価チェックリストの概要	7
(エ) 規制的な内容を含む場合における競争評価チェックリストの活用	8
＜想定事例 1＞	9
イ 規制的な内容を含まない場合における競争評価チェックリストの活用	15
＜想定事例 2＞	15
(2) 条例等の制定改廃・運用時における独占禁止法違反行為の誘発の防止	19
ア 行政指導ガイドラインの概要・意義	19
イ 独占禁止法違反行為を誘発し得る条例等を把握するための行政指導ガイドライン の活用	20
(ア) 参入・退出に関する条例等の制定改廃・運用における留意点	21
＜想定事例 3＞	21
(イ) 価格に関する条例等の制定改廃・運用における留意点	23
＜想定事例 4＞	23
(ウ) 数量・設備に関する条例等の制定改廃・運用における留意点	25
＜想定事例 5＞	25
(エ) 営業方法、品質・規格、広告・表示等に関する条例等の制定改廃・運用におけ る留意点	28
＜想定事例 6＞	28
3 事業者として事業活動を行う場合における独占禁止法上の考え方	31
4 地方公共団体の活動に関する相談窓口	32
参考資料集	

はじめに

本ハンドブックのねらい

- (1) 近年、地域経済の活性化が重要な経済・社会的な課題となっており、地方公共団体では、地域経済の活性化を目的として多種多様な施策・事業が実施されている。地域経済を活性化させるためには、短期的な需要創出にとどまらず、当該地域経済の自律的な成長力の向上が必要であり¹、そのための環境の整備において、地域経済の実情をよく知る地方公共団体の果たす役割は重要である。

事業者が自由で自主的な判断により経済活動を行うことができ、かつ、事業者間において公正かつ自由な競争が行われるよう環境を整備することにより、事業者は創意工夫を十分に発揮でき、また、地域内外の消費者に提供する商品・サービスの質を向上させることができる。これによって、地域の住民の利益が増進するとともに、地域経済を担う事業者の競争力が向上することを通じて、地域の所得と雇用の水準が高まることになる。

このため、地域経済の活性化等を目的として地方公共団体が各種の施策・事業を実施する際には、当該施策・事業が、事業者の自由で自主的な判断による経済活動を妨げたり、事業者間の公正かつ自由な競争を阻害したりするおそれはないかなどという観点から検討することが有益である。

また、既存の施策・事業が、その後の社会構造や経済情勢の変化により、事業者の自由で自主的な判断による経済活動を妨げたり、事業者間の公正かつ自由な競争を阻害したりするものとなっていないかなどについて、不断に見直しを行うことが望ましい。

- (2) 独占禁止法²は、公正かつ自由な競争の促進を直接の目的とし、一般消費者の利益の確保を究極の目的としている（独占禁止法第1条）。また、競争政策とは、公正かつ自由な競争を維持・促進することを目的に行われる政策である。

公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を促進することを任務として、これまでも国や地方公共団体の規制・制度・施策等が競争促進的なものとなることを目指し、提言等を行ってきた。

このうち、地方公共団体との関係では³、地方公共団体を含む行政機関

¹ 内閣府（2017）「地域の経済2017-地域の『稼ぐ力』を高める」

² 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

³ なお、国の行政機関との関係では、公正取引委員会は、規制に係る制度改革に関する提言、法令協議や事業所管官庁の政策形成プロセスへの関与等を行っている。

が実施する行政指導に対する独占禁止法上の考え方について、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」（平成6年6月）（以下「行政指導ガイドライン」という。）を策定したほか、独占禁止法等違反行為の未然防止を図る観点から、地方公共団体等の調達担当者に対する研修会を開催するなどしている。また、地方公共団体の活動に係る独占禁止法上及び競争政策上の問題の有無についての相談にも対応してきており、その中から地方公共団体等の施策立案の参考になると考えられる事例を「地方公共団体からの相談事例集」（平成19年10月）（以下「平成19年相談事例集」という。）として取りまとめ、公表している。これらを通じて、公正取引委員会は、地方公共団体の活動における独占禁止法上及び競争政策上の考え方を明らかにしてきている。

- (3) 平成19年相談事例集の公表から約10年が経過した。この間も、地域経済の活性化に関する議論の高まりや、地方分権改革の進展によって地方公共団体が地域の実情等に照らして主体的に施策を講じることなどへの期待に加えて、独占禁止法のコンプライアンス意識の社会的な高まりなどもあり、地方公共団体からの公正取引委員会に対する相談は引き続き寄せられている。このことは、地方公共団体における独占禁止法及び競争政策に対する意識・関心の高さの表れとも考えられる。
- (4) そこで、独占禁止法及び競争政策に関する地方公共団体の理解を一層深めるため、今般、「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」を作成し、公表することとした。作成に当たっては、地方行政に携わる職員が施策・事業を検討・実施するに当たって感じるであろう独占禁止法上及び競争政策上の疑問や懸念等に対して、手元に置いて日々参照してもらえよう、地方公共団体の活動における独占禁止法上及び競争政策上の考え方を示すこととした。
- (5) 独占禁止法及び競争政策の考え方を理解するためには、まずは地方公共団体の活動が事業者間の競争状況に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握することが重要となる。本ハンドブックでは、事業者間の競争に影響を及ぼし得る行政機関の活動についての独占禁止法上及び競争政策上の考え方が示されている「競争評価」と「行政指導ガイドライン」の活用方法を、地方行政に関する想定事例とともに示している。競争評価と行政指導ガイドラインの詳細については後述するが、競争評価とは、国の行政機関において政策評価の一環として規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響を把握するために行われているものであり、行政指導ガイドラインとは、行政指導と独占禁止法との関係を明らかにした指針である。

競争評価と行政指導ガイドラインは、いずれも地方公共団体の活動が事業者間の競争状況に及ぼす影響を把握するに当たって活用できるものであるが、活用される場面は異なっている。例えば、施策・事業の企画・検討段階において、競争評価を活用して、地方公共団体の活動が事業者間の競争状況に及ぼす影響を適切に把握するとともに、行政指導ガイドラインも活用することで、独占禁止法違反行為を誘発するかどうかを確認し、独占禁止法に係るコンプライアンス意識を更に高めることができると考えられる。

- (6) 最後に、本ハンドブックを通じて地方行政に携わる職員が独占禁止法及び競争政策の考え方に触れるとともに、本ハンドブックが今後の地方行政に活用されることを期待している。また、実際に施策・事業を検討・実施するに当たって、独占禁止法上及び競争政策上の観点からの疑問や懸念等があれば、後記の公正取引委員会の窓口に相談していただきたい。

○ 地方公共団体の活動における独占禁止法上及び競争政策上の考え方

1 地方公共団体と独占禁止法及び競争政策の関係

地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っており（地方自治法⁴第1条の2第1項），当該地域における多種多様な課題に対処するため、法律の範囲内で条例を制定するほか（憲法第94条），規則，規程，要綱等を制定し，必要に応じて見直しを行った上，これらに基づき，施策・事業を実施することなどの活動を行っている。

以下，特段の断りがない限り，地方公共団体が制定改廃する条例，規則，規程，要綱等の成文規範を総称して「条例等」という。

地方公共団体では，一般に，条例等の制定改廃やその運用の各過程において，憲法，地方自治法を始めとした法令や政策等，様々な観点から検討が行われている。

その上で，このような検討を行う場面において，事業者の自由で自主的な判断による経済活動を妨げたり，事業者間の公正かつ自由な競争を阻害したりするおそれがないかなどの観点からも検討することは，地域経済の自立的な成長力の向上のためにも有益である。

そこで，本ハンドブックでは，地方公共団体が条例等の制定改廃やその運用の各過程において留意すべき独占禁止法及び競争政策に関する事柄について，地方公共団体が条例等を制定改廃・運用する場合（後記2）と，自ら事業者として事業活動を行う場合（後記3）とに分けて，それぞれ検討し，考え方を整理することとする。

⁴ 昭和22年法律第67号

2 条例等の制定改廃・運用時における独占禁止法上及び競争政策上の考え方

(1) 条例等の制定改廃時における競争状況に及ぼす影響のセルフチェック

ア 条例等の制定改廃時における競争評価の実施

国の行政機関は、政策評価法⁵に基づく政策評価の実施が義務付けられており、規制の新設又は改廃を行おうとする場合、規制の事前評価（政策を決定する前に行う政策評価をいう。以下同じ。）の実施が義務付けられている（政策評価法第9条）。規制の事前評価とは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課す規制を新設又は改廃する際に発生する効果や負担を予測・評価するものであるが、そこでは、規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響についても、「競争評価」を用いて、把握することとされている⁶。

本ハンドブックでは、競争評価の概要及び「競争評価チェックリスト」の活用方法を紹介する。競争評価のより効果的な実施方法等、詳細な活用方法については、本ハンドブックの参考資料5の「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」⁷（以下「事務参考マニュアル」という。）を参照されたい。

(7) 競争評価の意義

規制は、様々な目的を達成するために行政機関が設けるものであるが、規制の内容及び程度によっては、事業者の新規参入や事業者の事業活動が制限等されることで、事業者が提供する商品又は役務の価格が上昇し、また多様な商品・サービスの供給が制限され、ひいてはイノベーションの創出までも阻害されるなど、経済的損失を発生させるおそれもある。また、規制は、一度導入されると、規制の影響を受ける事業分野によっては、規制の存在が事業活動を行う上で一定の前提条件となるなど、規制を撤廃することが困難になることがある。そのため、規制の新設又は改廃を行おうとする際には、競争評価を実施し、規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響を適切に把握する必要がある⁸。このようなことから、規制の目的

⁵ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）

⁶ 地方公共団体は政策評価法の適用対象ではなく、競争評価の実施義務を負うものではないが、「競争評価」は、規制の新設又は改廃が競争状況に及ぼす影響を把握・分析するという点で、地方公共団体にも有効な視点を提供するものと考えられる。

⁷ 公正取引委員会事務総局（平成29年9月）

⁸ 一般に、規制は、産業の健全な発展等を目的とした経済的規制と、消費者や労働者の安全・健康の確保、環境の保全、災害の防止等を目的とした社会的規制とに分けて考えられることが多い。社会的規制で

に関わらず、規制の新設又は改廃を行おうとする場合には、当該規制を設けようとする目的を達成する観点からだけではなく、競争評価を実施し、規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響を適切に把握し、可能な限りその影響を小さくすることが重要である。

なお、「競争評価」の結果によっては、事業者間の競争状況に負の影響を及ぼし得るものと整理される場合も想定されるが、それによって直ちに当該規制の導入が否定されるわけではなく、その整理の結果を踏まえた上で、競争状況に及ぼす影響を小さくする観点から、導入しようとする規制の内容の再検討を行うことが望ましい。

(イ) 競争評価の手法

国の行政機関が行う競争評価の手法については、公正取引委員会が定める手法によることとされており⁹、公正取引委員会では、平成29年7月、「競争評価チェックリスト」（後記(ウ)参照）に加え、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」（以下「競争評価の考え方」という。）を作成し、公表している（参考資料4参照）。

なお、事務参考マニュアルでは、例えば、地方公共団体が制定改廃する条例等、規制の事前評価の実施が義務付けられてはいないものについても、事業者間の競争状況に影響を及ぼすことがあり得るため、競争評価チェックリストや競争評価の考え方を参考に、競争状況に及ぼす影響を把握することが推奨されている¹⁰。

(ウ) 競争評価チェックリストの概要

規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響は様々あると考えられるが、競争評価チェックリストでは、競争状況に負の影響を及ぼすものを、①事業者の数の制限、②事業者の競争手段の制限、③事業者の競争回避的行動の誘発、④需要者が利用できる情報・選択肢の制限に大別している。

その上で、競争評価チェックリストは、これら4つの観点から、次

あっても、経済活動に対する効果や負担を伴う場合や事業者の経済活動に対する制限の内容や程度によっては、事業者の自由な事業活動を妨げ、新たな事業活動を展開していくことを困難にするなど、競争状況に影響を及ぼすことがある。

⁹ 「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承、平成29年7月28日一部改正）のⅡ4(2)エ、6頁

¹⁰ 事務参考マニュアル、3頁

のとおり、具体的な質問を設けている。競争評価は、回答者によって判断に差が生まれないように、質問項目を規制の内容に基づき外形的に判断し、「はい」「いいえ」で回答できるようにしている。これらの質問に回答することによって、当該規制が事業者間の競争状況に負の影響を及ぼす可能性があるかを把握することができるようになっている。

競争評価チェックリスト（質問項目）

競争評価チェックリスト

(1) 事業者の数の制限

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

(2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

(Ⅰ) 規制的な内容を含む場合における競争評価チェックリストの活用

地方公共団体において、住民の権利を制限し又は義務を課するためには条例を制定することが必要であり（地方自治法第14条第2項），このような規制的な内容を含む条例を制定改廃する場合，その制定改廃過程において事業者間の競争状況に及ぼす影響という視点から検討を行うために，前記(ⅴ)で紹介した「競争評価チェックリスト」を用いたセルフチェックを行うことが有効である。

セルフチェックの結果、前記(ア)のとおり、当該規制が事業者間の競争状況に負の影響を及ぼし得るものとされる場合も想定されるが、それによって直ちに当該規制の導入が否定されるわけではなく、その結果を踏まえた上で、競争状況に及ぼす影響を小さくする観点から、導入しようとする規制の内容の再検討を行うことが望ましい。また、このようなセルフチェックは、当該条例の制定改廃過程の適宜の場面において繰り返し実施し、その結果を踏まえて、より事業者間の競争状況に及ぼす影響を小さくする観点から検討を行うことが望ましい。

以下では、地方公共団体における競争評価チェックリストの活用方法について、想定事例¹¹を用いて紹介する。

なお、競争評価チェックリストは、後記イのとおり、規制的な内容を含まない条例や条例以外の成文規範の制定等の過程においても、必要に応じて活用されることが望まれる¹²。

想定事例 1 農産物Aは加工されて商品Bとなる。農産物Aは全国各地で生産され、産地ごとに特徴を持ち、商品Bの特色にもなっている。各地の商品Bの中でも、P県産は品質が高く人気があり、P県を代表する特産品である。また、P県の就業者数に占める商品Bの生産に係る従事者の割合は高く、P県の産業上重要な地位を占めている。P県には、県内に所在する全ての商品Bの加工業者から構成される事業者団体Xがある。

近年、他県産商品Bの品質が向上して販売量を大幅に伸ばしている一方、P県産の商品Bの販売量は減少を続けている。

この状況を受け、P県における本件担当部局は、問題の所在を確認した結果、P県産商品Bの加工業者ごとに加工及び管理方法がまちまちであることが品質の不均一を生み、P県産商品B全体の品質低下につながっていると認識した。その上で、担当部局は、P県産商品Bの品質を一定水準に保つことが地域の産業振興や雇用安定等に寄与するものと考えた。そこで、P県産商品Bの品質を一定水準以上に保つため、加工・管理方法に係る基準を策定し、当該基準を満たさない商品は販売できない

¹¹ 想定事例1を含め、紹介する全ての想定事例は飽くまで想定であり、特定の地方公共団体による施策等を指すものではない。

¹² 条例自体は規制的な内容を含まない場合であっても、例えば当該条例の下位法令までを含めてみると規制的な内容を含み得る場合も考えられる。したがって、競争評価の実施対象の選定に当たっては、このような点にも留意することが望まれる。

旨を条例で定めることを検討している。なお、これには事業者団体Xのほとんどの構成事業者が賛同している。

上記検討内容は、飽くまで本件担当部局における企画段階のものであるが、本施策案について事業者間の競争状況に及ぼす影響という観点から留意すべきことはあるか。

上記想定事例において、本件担当部局は、本条例案の検討を更に進める上で「競争評価チェックリスト」を用いて、条例案が事業者間の競争状況に及ぼす影響を把握するためのセルフチェックを実施したところ、次のような結果が得られた。

観点 1：事業者の数の制限

(考え方) 事業者の参入・退出は、本来、市場における競争を通じて決められるべきものであり、その数を制限するような規制は、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすものである。

規制が事業者の数に影響を及ぼすと考えられる場合、次の問 1 から問 3 のいずれか又は複数の質問に該当し得ると考えられる。

問 1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

(考え方) 事業活動の要件として許認可等を設定することは、ある事業者を他の事業者と比べて優位にすることにつながり、参入障壁となる。

(回答及び解説)

上記想定事例では、事業活動の要件として許認可等の設定は予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、P 県における今後の検討において、仮に商品 B の加工に係る事業活動の要件として許認可等を設定することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

問 2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

(考え方) 本来自由に商品・役務の取引が可能な場合に、その商品・役務の取引を行うことができる地域を制限することは、その地域へ参入しようとする者にとって参入障壁となる。

(回答及び解説)

上記想定事例では、事業者が活動する地理的範囲を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

となる。

なお、P県における今後の検討において、仮に商品Bの加工業者の活動する地理的範囲を制限することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

(考え方) 既存事業者と新規参入者の間で負担するコストが実質的に異なり既存事業者が費用面で優位となる場合や、新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストが生じる場合には、新規参入者が参入するためのコストを高めることから、新規参入者にとって参入障壁となる。

(回答及び解説)

上記想定事例では、既存事業者と新規参入者とのコストの差異や新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストの発生は予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、P県における今後の検討において、仮に新たに策定される基準に適合させるため、既存の事業者の設備には追加的な要件を課さないが、新規参入者が設置する設備に何らかの要件を課そうとする場合、新規参入者のみがコストを負担することとなることから、本質問には「はい」と回答することとなる。また、新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコスト（例えば、加工・管理方法に係る基準を満たすために用いられ、売却が不可能だったり他の用途に転用できない機器や設備を導入するコスト）が生じる場合は、本質問には「はい」と回答することとなる。

一方、既存業者と新規参入業者の間にコスト面での非対称性が生じず、新たに必要となるコストが小さい場合、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

観点2 事業者の競争手段の制限

(考え方) 規制により事業者の競争手段が制限されれば、本来は自由な事業者の行動が制限されることとなる。

規制が事業者の競争手段に制限を及ぼすと考えられる場合、次の問1から問3のいずれか又は複数の質問に該当し得ると考えられる。

問１：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

(考え方) 価格競争は、良質・廉価な商品・役務を提供して需要者を獲得する競争の中核をなすものであり、また、商品・役務の数量は、価格を決定する主要因である。よって、価格や数量は事業者にとっての重要な競争手段である。

(回答及び解説)

上記想定事例では、商品Bの加工業者が供給する商品Bの価格、数量を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、P県における今後の検討において、仮に商品Bのブランド力を維持するため、商品Bの加工業者に対してその供給量を制限することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

問２：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

(考え方) 規制により事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等の競争手段が制限される場合、事業者が多種多様な商品を提供することができなくなる可能性がある。

(回答及び解説)

上記想定事例では、商品Bの品質を一定水準に保つための加工・管理方法に係る基準を策定し、当該基準を満たさない商品は販売できない旨を条例で定めることが検討されていることから、本質問には「はい」と回答することとなる。

問３：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

(考え方) 規制により事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等の競争手段が制限される場合、事業者が多種多様な商品・役務を提供できなくなる可能性がある。

(回答及び解説)

上記想定事例では、商品Bの加工業者が供給する商品Bの広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、P県における今後の検討において、仮に商品Bの品質維持の一環として、商品Bの広告又は宣伝の方法等を制限することとな

る場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

観点 3：事業者の競争回避的行動の誘発

(考え方) 事業者の競争回避的行動を誘発する規制は、事業者の競争的行動の意欲を減少させ、商品・役務の価格低下や質の向上といった競争により得られる効果を小さくすることとなる。

例えば、事業者間で共有されていない情報について、共有・公開を求める仕組みを導入する規制は、事業者間での情報交換・行動の予測を容易にすることで、談合やカルテル等の競争回避的行動を誘発し、その結果、市場の競争に直接的な影響を及ぼす可能性がある。

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

(考え方) 事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等、事業者にとって現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報のうち、事業者間で把握・認識されていない情報が事業者間で共有されると、各事業者が競争者の行動を互いに予測することが容易になり、競争回避的な行動をとることが利益となる場合があることから、競争により得られる効果が小さくなる可能性がある。

(回答及び解説)

上記想定事例では、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することの義務付け等は予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、P県における今後の検討において、例えば、商品Bのブランド力の維持・強化のため、商品Bの加工業者間で生産数量の計画を共有する仕組みを設けることとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

観点 4：需要者が利用できる情報・選択肢の制限

(考え方) 競争が消費者利益をもたらすためには供給者側だけでなく需要者側も制約を受けないことが重要である。

規制によって需要者が利用できる情報や選択肢が制限される場合、供給者である事業者は、自らが提供する商品・役務が選択・消費され

る可能性が小さくなることから、新たな商品開発への投資や、現在提供している商品・役務を改善する意欲を失う可能性がある。

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

(考え方) 需要者が利用できる情報や選択肢が制限される場合、需要者の意思決定に悪影響が生じる結果、事業者の競争意欲を減少させる可能性がある。

(回答及び解説)

上記想定事例では、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、P県における今後の検討において、例えば、需要者の正しい選択に資する広告の媒体、回数、場所、内容等を制限することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。逆に、例えば、事業者に対し、需要者に商品・役務を供給する際の説明義務を課すこととなる場合、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

結論

(考え方) チェックリストのいずれかの質問に「はい」と回答した場合には、当該規制は、基本的には「競争状況に負の影響を及ぼす可能性がある」ものとして整理される。

(回答及び解説)

上記のとおり、セルフチェックの結果、検討段階の現時点では、少なくとも、観点2の問2（事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか）に対して「はい」との回答があることから、本条例案については「競争状況に負の影響を及ぼす可能性がある」ものと整理されることとなる。

この結果から直ちに本条例案の制定が否定されるわけではないが、本件担当部局においては、事業者間の競争状況に及ぼす影響という観点から、この結果を分析することが望まれる。その際、商品Bの品質を一定水準以上に保つ手法に関して、事業者間の競争状況に及ぼす影響を小さくする観点からは、より事業者の自主性が尊重されるような条例等を制定することが望ましく、例えば商品Bの品質に関する規格を定めてこれに適合する商品には認証を与えることとするが、当該認証の取得は事業者の任意とするなど、より事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限しない方法について検討を行うこと

が望ましい。

(注) 後記(2)イ(エ)(想定事例6)では、上記の競争評価の結果も踏まえて再検討された企画案に対する行政指導ガイドラインの活用例も紹介している。

イ 規制的な内容を含まない場合における競争評価チェックリストの活用

前記アでは、規制的な内容を含む条例の制定改廃過程において競争評価チェックリストを活用したセルフチェックを行うことが有効であるとして、その活用について紹介した。

本項イでは、規制的な内容を含まない条例や条例以外の成文規範の制定改廃時における競争評価チェックリストの活用方法について、想定事例を用いて紹介する。条例自体は規制的な内容を含まない場合であっても、例えば当該条例の下位法令までを含めてみると規制的な内容を含み得る場合も考えられることから、競争評価チェックリストを活用したセルフチェックの対象は、前記アの規制的な内容を含む条例に限ることなく、それ以外の成文規範についても、その制定改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響を把握することが望ましい。

以下では、規制的な内容を含まない条例や条例以外の成文規範の制定時における競争評価チェックリストの活用方法について、想定事例を用いて紹介する。

想定事例2 Q県の立地はC事業に適しているといわれているが、これまで大規模な企業の進出はなかった。このため、Q県においてC事業に関する担当部局では、地域の産業振興及び雇用の確保などを促進する観点から、C事業に関する企業立地を促進させるため、指定地区においてC事業を新規で営む企業に対する補助金の交付を内容とする補助事業Dの実施を検討することとした。

本件担当部局では、補助事業Dを具体化するため、補助金交付の要件、手続等を規定する要綱案を検討することとした。要綱案では、事業期間、交付の対象事業者、補助額を規定するほか、指定地区付近の住民に対する交通・騒音等の環境面への配慮の観点から、補助金交付対象事業者に対して、交付決定後に対象事業者間で、工場の稼働時間帯等の調整を行うことを要件とすることを検討している。

なお、上記検討内容は、飽くまで本件担当部局における企画段階のものであるが、本施策案について事業者間の競争状況に及ぼす影響の観点から留意すべきことはあるか。

上記想定事例において、本件担当部局は、補助事業Dに係る要綱案を検討する上で事業者間の競争状況に及ぼす影響の観点から留意すべき点を確認するため、「競争評価チェックリスト」を用いて、要綱案が競争状況に及ぼす影響を把握するためのセルフチェックを実施したところ、次のような結果が得られた。

※以下では、各観点及び問における（考え方）の記載は省略する。

観点 1：事業者の数の制限

問 1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

（回答及び解説）

上記想定事例では、事業活動の要件として許認可等を設定することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、Q県における今後の検討において、仮にC事業に係る事業活動の要件として許認可等を設定することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

問 2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

（回答及び解説）

上記想定事例では、事業者が活動する地理的範囲を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、Q県における今後の検討において、仮に補助事業Dに係る補助金交付の要件が、事業者が活動する地理的範囲を制限することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

問 3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

（回答及び解説）

上記想定事例では、既存事業者と新規参入者とのコストの差異は予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答すること

となる。

なお、Q県における今後の検討において、仮に補助事業Dに係る補助金の交付要件として、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きなコストを負担させることとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

観点 2：事業者の競争手段の制限

問 1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

(回答及び解説)

上記想定事例では、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、Q県における今後の検討において、仮に補助事業Dに係る補助金の交付の要件が、事業者が供給する商品の価格、数量を制限することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

問 2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

(回答及び解説)

上記想定事例では、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、Q県における今後の検討において、仮に補助事業Dに係る補助金の交付の要件が、事業者が供給する商品の品質、規格等を制限することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

問 3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

(回答及び解説)

上記想定事例では、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、Q県における今後の検討において、仮に補助事業Dに係る補助金の交付の要件が、事業者の広告又は宣伝の方法等を制限することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

観点 3：事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

(回答及び解説)

上記想定事例では、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報の交換を促す仕組みを設けることは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、Q県における今後の検討において、例えば、補助金交付対象事業者間で、生産する商品の数量等の具体的な計画や見通し等の情報交換を促す仕組みを設ける場合、本質問には「はい」と回答することとなる。

観点 4：需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

(回答及び解説)

上記想定事例では、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限することは予定されていないことから、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

なお、Q県における今後の検討において、補助事業Dに係る補助金の交付の要件が、例えば、需要者の正しい選択に資する広告の媒体、回数、場所、内容等を制限することとなる場合、本質問には「はい」と回答することとなる。逆に、例えば、事業者に対し、需要者に商品・役務を供給する際の説明義務を課すこととなる場合、本質問には「いいえ」と回答することとなる。

結論

(回答及び解説)

上記のとおり、セルフチェックの結果、検討段階の現時点では、全て「いいえ」と回答された点からは、本要綱案は、基本的には「競争状況に負の影響を及ぼさない」と整理されることとなる。

ただし、この結果は、飽くまで本件担当部局における企画段階のものであるため、Q県においては、今後も、本要綱案の策定過程の適宜の場面において、セルフチェックを繰り返し実施し、より事業者間の競争状況に及ぼす影響を小さくする観点から検討を行うことが望ましい¹³。

(2) 条例等の制定改廃・運用時における独占禁止法違反行為の誘発の防止

本項(2)では、条例等の制定改廃あるいはその運用が、場合によっては、事業者による独占禁止法違反行為を誘発し得る点に着目し、地方公共団体が事業者の独占禁止法違反行為を誘発しないよう、留意すべき点について考え方を整理する。

国や地方公共団体が条例等を運用するに当たって、例えば、行政需要への機敏な対応、行政の弾力性の確保、行政目的の円滑な達成等のために行政指導¹⁴が行われているが、行政指導の中には、その相手方の独占禁止法違反行為を誘発し得るものもある。このため、公正取引委員会では、このような行政指導と独占禁止法との関係について、「行政指導ガイドライン」を取りまとめて公表することにより、その考え方を示してきたところである。

その上で、行政指導ガイドラインは、飽くまで「行政指導」と独占禁止法との関係を示したものであるが、ここで示される独占禁止法上の考え方の枠組みは行政指導に限定されるものではなく、地方公共団体が、事業者の独占禁止法違反行為を誘発させ得る条例等の法令やその運用とはどのようなものかを把握する上で、有効な視点を提供するものと考えられる。

ア 行政指導ガイドラインの概要・意義

行政指導に関して、公正取引委員会では、独占禁止法との関係を取りまとめた「行政指導ガイドライン」を公表している。

「行政指導ガイドライン」は、公正取引委員会が行った他の行政機関との調整事例や独占禁止法違反被疑事件の審査の過程等で認められた事例を踏まえて、作成されたものである。

¹³ 必要に応じて、行政指導ガイドラインも参照されたい。

¹⁴ 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう（行政手続法第2条6号）。

行政指導ガイドラインは、行政指導が「事業者の参入・退出、商品又は役務の価格・数量、設備等に直接・間接に影響を及ぼす」場合には、「その目的、内容、方法等によっては、公正かつ自由な競争を制限し、又は阻害するとともに、独占禁止法違反行為を誘発する場合さえある」（「行政指導ガイドラインはじめに」）としている。そして、事業者が行政指導に従って独占禁止法上問題のある行為を行った場合、「当該行為について直接法的責任を問われるのは行政指導に従った事業者」であることから、行政指導を行う場合には慎重であることを求めている。

また、行政指導ガイドラインでは、行政指導には、法令（法律、法律に基づく命令〔告示を含む。〕、条例及び地方公共団体の執行機関の規則〔規程を含む。〕をいう。以下2(2)において同じ。）に具体的な規定がある場合と、法令に具体的な規定がない場合とがあり、これを踏まえて、行政指導ガイドラインは、法令に具体的な規定のない行政指導について、その目的、内容、方法によっては、公正かつ自由な競争を制限し、又は阻害するとともに、その相手方の独占禁止法違反行為を誘発する場合、当該行為に対する独占禁止法の適用は妨げられないとの考えを示している。また、法令に具体的な規定がある行政指導によって誘発された事業者の行為が独占禁止法違反行為の要件に該当する場合、当該行政指導の根拠となる法令において独占禁止法の適用を除外する規定が定められていない限り¹⁵、当該事業者の行為に対する独占禁止法の適用は妨げられないとの考えも示している。

なお、前記(1)で述べたとおり、事業者の独占禁止法違反行為を誘発させ得るか否かは別として、条例等の制定改廃過程において、必要に応じて、競争評価によるセルフチェックを実施し、事業者間の競争状況に及ぼす影響を把握することも有効である。

イ 独占禁止法違反行為を誘発し得る条例等を把握するための行政指導ガイドラインの活用

「行政指導ガイドライン」では、行政指導の内容や対象に応じて、①参入・退出に関する行政指導、②価格に関する行政指導、③数量・設備

¹⁵ 特定分野の行為に対して独占禁止法の適用を除外する規定が設けられているものがあり、その根拠規定が独占禁止法自体に定められているもの（独占禁止法第21条〔知的財産権の行使行為〕、第22条〔一定の組合の行為〕、第23条〔再販売価格維持契約〕）と、個別法に基づくもの（保険業法第101条、損害保険料率算出団体に関する法律第7条の3、著作権法第95条第13項及び第97条第4項、海上運送法第28条、道路運送法第18条、航空法第110条等）とがある（17の法律において24の適用除外制度がある（平成30年12月現在））。なお、独占禁止法の適用除外規定が定められていたとしても、特定分野の行為に対する独占禁止法の適用が除外されるには、所定の手続の完了を要する場合がある。

に関する行政指導，④営業方法，品質・規格，広告・表示等に関する行政指導に類型分けをし，それぞれに対する独占禁止法上の考え方を示している。

以下では，独占禁止法違反行為を誘発し得る条例等及びその運用を把握するための行政指導ガイドラインの活用方法について，前記４つの類型に即して，想定事例を用いて紹介する。

(7) 参入・退出に関する条例等の制定改廃・運用における留意点

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには，参入・退出の自由が保障されている必要があり，行政機関は，法令に具体的な規定がない参入・退出に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され，又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある（行政指導ガイドライン２(1)）。

この考え方を基にすると，例えば，次のような事例は，独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

想定事例３ E事業を営むには都道府県知事の許可が必要である。

R県では，複数の事業者がE事業を営んでおり，これら全ての事業者で構成された事業者団体Yがある。近年，事業者団体Yの各構成員の受注は減少傾向にある。その一方で，他県においてE事業を営む事業者のうちの複数が，新たにR県への参入を検討している。

このような状況において，事業者団体Yは，今般，構成員の事業の継続や安定した雇用の確保等の観点から，R県に対して，今後E事業への新規参入を認めないこと，また，仮に参入を認めざるを得ない場合であっても，営業の許可を与えるに当たり，事業者団体Yの同意を得るよう指導することを要望することとした。

この要望を受けたR県における本件担当部局は，当該要望を検討した結果，要件を満たした者を不許可とすることはできないが，許可に当たり事業者団体Yの同意を得るよう求めることは，R県内のE事業を営む事業者間の意思疎通が円滑化されることとなり，事業者の受注が減少傾向にある中，過度の競争を防止することにつながり，ひいては地域の産業振興や安定雇用の確保に寄与し得るのではないかと考えた。そこで，R県は，許可に当

たっては地域の産業振興や安定雇用の確保に配慮する旨などを定めた条例を制定し、新規参入者に対するE事業の許可に当たり事業者団体Yの同意を得ることを求める行政指導を行うことを検討している。

上記検討内容は、飽くまで本件担当部局における企画段階のものであるが、本施策案の検討を更に進める上で、独占禁止法上留意すべきことはあるか。

(考え方)

- (1) 本想定事例は、R県が、条例を制定し、E事業に関する営業の許可に当たり事業者団体Yの同意を得ることを求める行政指導を行うこととするものである。
- (2) 特定の事業への参入に当たり、当該事業分野の既存事業者若しくは事業者団体の同意を得ることを求め、又は参入の条件についてこれらのものと調整するよう指導することは、これにより、当該既存事業者が共同して、又は事業者団体が、参入の同意を拒否することにより新規参入を断念させ、当該事業分野の事業者の数を制限し、又は参入しようとする事業者の事業活動を不当に制限する条件を付すことになるおそれがある[行政指導ガイドライン2(1)①]。そして、事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない[行政指導ガイドラインはじめに]。
- (3) R県が、E事業の営業の許可を与えるに当たり、事業者団体Yの同意を得ることを求める指導を行うことは、それによって事業者団体Yが新規参入を求める者への同意を拒否することにより新規参入を断念させ、当該事業分野においてE事業を営む者の数を制限し、又は事業者団体Yへの加入に当たり参入しようとする事業者の事業活動を不当に制限する条件を付すといった、事業者団体Yの独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある（独占禁止法第8条第1号、第3号、第4号）。

さらに、新規参入の可能性が低くなることによって、既存事業者が新たな競争にさらされる可能性が低くなれば、既存事業者において良質低廉な商品・役務を供給しようとする経営努力を行うインセンティブは低くなり、消費者の不利益にもなりかねない。

- (4) したがって、R県における本施策は、地域の産業振興や安定雇用の確保を目指すものであったとしても、事業者団体Yの独占禁止法違反行為を誘発するおそれがあり、当該行為によって既存事業者が新たな競争にさらされる可能性が低下し、経営努力を行うインセンティブが低下すれば、消費者の不利益にもなりかねない。また、既存事業者と新規参入者との間で新たな競争を生じさせ、これにより既存事業者において良質低廉な商品・役務を供給しようとする経営努力を行うインセンティブを高めることで、公正かつ自由な競争を維持・促進することが、むしろ消費者の利益の向上や競争力のある地元事業者の育成にも寄与するものと考えられる。

(イ) 価格に関する条例等の制定改廃・運用における留意点

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある（行政指導ガイドライン2(2)）。

この考え方を基にすると、例えば、次のような事例は、独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

想定事例4 S市は、S市が設置した音楽ホールを有料で市民等に貸し出している。S市が設置した複数の音楽ホールの管理については、S市が指定管理者を指定して行わせている。指定管理者が収受する利用料の額については、S市の条例で設定された範囲内で、指定管理者の申請に基づき、S市の承認を受けた上、決定される。

S市の音楽ホールの指定管理者は、かつては全ての音楽ホールに同一の者が指定されていた。しかし、現在は、各ホールの指定管理者は異なり、また、各指定管理者がS市から承認を受けた利用料は異なっているため、音楽ホールが提供するサービスの程度が同じであっても、それぞれの利用料は異なっている。

この状況について、音楽ホールの利用者である市民等からS市に対して、音楽ホールごとに利用料が異なることに関して、分かりにくい、料金を一律にすべき等の意見

が多数寄せられている。

S市における本件担当部局は、これらの意見を検討した結果、各音楽ホールの利用料を統一させるため、条例に基づきS市に利用料案を申請しようとする者に対して、目安となる具体的な額を示して申請事項である利用料を指導する、又は申請する利用料案を指定管理者等の間で調整するよう促すこととし、これにより、各音楽ホールの利用料を統一させることで、市民等の不満解消や利便性の向上にも寄与するのではないかと考えた。そこで、利用料案の申請手続等を定めた要綱を改正し、これに基づき、申請者に対し行政指導を行うことを検討している

上記検討内容は、飽くまで本件担当部局における企画段階のものであるが、本施策案の検討を更に進める上で、独占禁止法上留意すべき点はあるか。

(考え方)

- (1) 本想定事例は、S市が、条例に基づき各指定管理者がS市に申請する利用料案を申請者間で統一するため、申請手続等を定めた要綱を改正して、申請者に対して目安となる具体的な額を示して申請事項である利用料を指導する、又は申請する利用料案を申請者間で調整するよう促す指導を行うこととするものである。
- (2) 個々の事業者が自主的判断で決めることとされている価格について事前届出制が採られている場合に、目安となる具体的な数字を示して届出事項について指導したり、事業者間で調整をさせたりすることは、それにより、事業者が共同して、届出事項である価格について決定することになるおそれがある[行政指導ガイドライン2(2)⑤]。そして、事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない[行政指導ガイドラインはじめに]。
- (3) 現状、S市において指定管理者が収受する利用料については、指定管理者が条例で設定された範囲内で自主的な判断により決定した利用料案をS市に申請し、承認を得ることで決定されているが、S市が検討している施策は、指定管理者が申請する利用料案の目安となる具体的な額を示したり、又は指定管理者

間で申請する利用料案を調整するよう指導するものである。こうしたS市の施策によって、指定管理者間で話し合うなどして、申請する利用料案を決定するといった、指定管理者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある（独占禁止法第3条）。

個々の指定管理者が申請する利用料案を統一することは、いずれの音楽ホールも同じ利用料となる点で利用者の利便が図られるようにも見えるが、他方、それによって、個々の指定管理者による利用料案や提供するサービスの内容等の設定に係る創意工夫の発揮が妨げられるほか、指定管理者が共同して申請する利用料案を決定することとなれば、例えば利用料が条例の上限額に高止まりするなど、かえって利用者の不利益にもなりかねない。

- (4) したがって、S市における本施策は、市民等の不満解消や利便性の向上を目指すものであったとしても、指定管理者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがあり、当該行為によって指定管理者の創意工夫の発揮が妨げられることとなれば、消費者の不利益にもなりかねない。また、条例の範囲内で設定される利用料について、例えば、利用料の設定に係る指定管理者の自由度を担保した上で、同程度のサービスを提供する音楽ホール間の差が小さくなるよう利用料の審査基準をより明確にするなど、公正かつ自由な競争を維持・促進する他の方法を検討することが、利用者の利益になると考えられる。

(ウ) 数量・設備に関する条例等の制定改廃・運用における留意点

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、数量・設備に関する事業活動が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない数量・設備に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある（行政指導ガイドライン2(3)）。

この考え方を基にすると、例えば、次のような事例は、独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

想定事例5 T県で産出される農産物Fを加工した商品Gは、T県を代表する特産品として、全国各地で販売されている。また、T県の就業者数に占める農産物F及び商品Gの生産・加工の従事者の割合は高く、農産物F及び商品GはS県

の産業上重要な地位を占めている。

近年、T県では、農産物Fの生産量は横ばい傾向にあるが、商品Gの販売量は減少傾向にあることに対して、T県の本件担当部局は、商品Gの販売量の減少には、商品Gの品質の低下が影響していると考えた。

その上で、本件担当部局は、T県における農産物F及び商品Gの重要性に鑑みると、今後は県が農産物F及び商品Gの生産・加工・販売の各数量の管理に介入することが、商品Gの販売量の増加につながり、地域産業の振興や安定雇用の確保に寄与するものと考えた。そこで、T県は、条例を制定して、①T県は農産物F及び商品Gの生産・加工・販売事業に関する基本計画を毎年策定し、商品Gの品質を維持するために適正と考えられる農作物F及び商品Gの生産・加工・販売数量を定めること、②農産物Fの生産者及び商品Gの加工・販売事業者は、それぞれ生産・加工・販売を行う数量に関して実施計画を立て、それをT県知事に提出すること、③T県知事は、県が定めた基本計画に照らして、必要に応じて、実施計画に記載の生産・加工・販売の各数量について助言又は勧告を行うことを検討している。

上記検討内容は、飽くまで本件担当部局における企画段階のものであるが、本施策案の検討を更に進める上で、独占禁止法上留意すべきことはあるか。

(考え方)

- (1) 本想定事例は、T県が、条例を制定し、農産物F及び商品Gの生産・加工・販売に関する基本計画を策定し、県内の農産物F及び商品Gの生産・加工・販売事業者それぞれ生産等を行う数量に関して実施計画を立てさせてこれを知事に提出させ、個々の事業者が定める実施計画に記載された生産・加工・販売の各数量について指導又は勧告を行うこととするものである。
- (2) 個々の事業者が自主的判断で決定することとされている生産・販売数量、輸入・輸出数量、設備の新增設等について事前届出制が採られている場合に、具体的な目安を示して届出事項について指導したり、事業者間又は事業者団体で調整をさせたり、事業者団体に一括して届出をさせたり、事業者団体を經由

して届出をさせることは、それにより、事業者が共同して、又は事業者団体が、届出事項である数量等について決定することになるおそれがある[行政指導ガイドライン2(3)⑥]。そして、事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない[行政指導ガイドラインはじめに]。

- (3) 現状、T県において農産物F及び商品Gの生産・加工・販売の各数量については、各事業者が自主的な判断で決定することができるにもかかわらず、個々の事業者に対してそれぞれ生産・加工・販売を行う各数量に関する実施計画を定めさせてこれを提出させ、T県が定める基本計画に照らして、必要に応じて当該実施計画に記載された生産・加工・販売の各数量について助言及び勧告する仕組みを設けることは、それにより、農産物F及び商品Gの各事業者が、T県が基本計画で示す適正な生産等の数量を踏まえ、それぞれ話し合うなどして、提出する実施計画の各数量を決定したり、実施計画に従って事業活動を行うことを決定するといった、当該事業者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある（独占禁止法第3条）。

また、事業者の生産・加工・販売の各数量は、本来事業者が自らの判断で自由に決定するものであるが、これについてT県が事業者にその実施計画を作成・提出させ、さらにT県知事が実施計画に記載の生産・加工・販売の各数量について助言又は勧告を行うこととなれば、事業者の自主的な創意工夫の発揮を妨げ、良質廉価な商品供給のための経営努力も行われなくなり、品質低下や販売価格の高止まりを招くなど、かえって消費者の不利益にもなりかねない。

- (4) したがって、T県における本施策は、地域産業の振興及び安定雇用の確保を目指すものであったとしても、事業者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがあり、当該行為によって農産物F及び商品Gの各事業者の創意工夫の発揮が妨げられることとなれば、消費者の不利益にもなりかねない。また、例えば、商品Gの販路開拓を支援することによって事業者の創意工夫をより促すなど、本施策の目的（商品Gの販売量の増加）を実現する方法について、公正かつ自由な競争を維持・促進する他の方法を検討することが、競争力のある地元事業者の育成にも

寄与するものと考えられる。

(I) 営業方法、品質・規格、広告・表示等に関する条例等の制定改廃・運用における留意点

営業方法、品質・規格、広告・表示等は、事業者が創意工夫を発揮して行う重要な競争手段であり、行政機関は、法令に具体的な規定がない営業方法、品質・規格、広告・表示等に関する行政指導により、これらの事項についての事業者の活動が不当に制限され、公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある（行政指導ガイドライン２（４））。

この考え方を基にすると、例えば、次のような事例は、独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

想定事例６ 想定事例１（前記２（１）ア（エ）参照）において、商品Ｂの品質を一定水準以上に保つ手法として、加工・管理方法に適合しない商品は販売できない旨を条例で定めることを検討をしていたが、競争評価を実施した結果、「競争に負の影響を及ぼす可能性がある」と整理されたことを受け、本件担当部局は、この結果を分析し、施策案の内容を再検討した。その結果、品質を一定水準以上に保つ仕組みは必要だが、その手法については、規制による遵守の強制ではなく、より事業者の自主性を尊重することが重要と認識した。

そこで、本件担当部局では、商品Ｂの品質に関して望ましい水準を定める規格を設けて、当該規格に適合する商品にはＰ県が認証を与えることとし、規格への適合審査を行う者の要件も含めて、これらを条例で定めることを検討している。

その上で、本件担当部局では、Ｐ県産商品Ｂの品質を早期に向上させることが販売量の増加につながると考え、認証の取得は事業者の任意ではあるが、多くの事業者に早期の認証の取得を促したいと考えている。そこで、本条例の施行に合わせて認証手続を定める要綱を制定し、県内の全ての商品Ｂの加工業者から構成される事業者団体Ｘに対して、要綱に基づき、早期の認証の取得を促すための行政指導を行うことを検討している。

上記検討内容は、飽くまで本件担当部局における企画段階のものであるが、本施策案の検討を更に進める上で、独占禁止法上留意すべきことはあるか。

(考え方)

- (1) 本想定事例は、P県が、品質を一定水準以上に保つために定める商品の規格について、その認証の取得は事業者の任意であるが、早期の認証の取得を促すために、要綱を制定し、事業者団体に対して行政指導を行うこととするものである。
- (2) 商品の生産若しくは流通又は役務の供給の合理化のために、行政機関が品質・規格等に関して、具体的に制限したり、事業者又は事業者団体に対して標準化を図るよう指導することは、原則として、独占禁止法との関係において問題となるものではないが、当該行政指導を受けて事業者が共同して、又は事業者団体が決定した基準等が、需要者の利益を不当に害し、又は構成事業者等にその遵守を強制するものであれば、事業者又は事業者団体の当該基準等の決定は独占禁止法上問題となることから、行政機関は、この点に十分留意する必要がある[行政指導ガイドライン2(4)]。そして、事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない[行政指導ガイドラインはじめに]。
- (3) 品質を一定水準以上に保つために定める認証について、その取得は事業者の任意である場合に、P県が事業者団体Xに対して、その早期の取得を促すための行政指導を行うことは、原則として独占禁止法との関係で問題となるものではない。

しかしながら、P県が、事業者の任意である認証の取得について、事業者団体Xに対し、早期の取得を促すための行政指導を行うことによって、例えば、当該行政指導を受けた事業者団体Xが、全ての構成事業者が認証を早期に取得する旨を決定し、当該決定に基づき、認証の取得を希望しない構成事業者にその取得を求め、取得しない構成事業者に対しては事業者団体からの脱退を勧告するなど、その遵守を強制することによって当該構成事業者の事業活動に関して制限を加え、公正かつ自由な競争を阻害することとなれば、事業者団体Xによる当該行為は独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第8条第4

号)。

- (4) したがって、P県における本施策は、原則として独占禁止法との関係で問題となるものではないが、当該行政指導によって、事業者団体Xによる構成事業者の事業活動を制限する行為が誘発された場合には、事業者団体Xによる当該行為は独占禁止法上問題となるおそれがある。このため、当該行政指導の実施に当たり、例えば、事業者団体Xに対して、飽くまで認証の取得は事業者の任意であるが、個々の事業者にとって認証取得が有効であること等を説明した上で、構成事業者の自主的な取組を促すなど、当該行政指導の実施においても、公正かつ自由な競争が維持・促進されることに留意することが、競争力のある地元業者の育成に寄与するものと考えられる。

3 事業者として事業活動を行う場合における独占禁止法上の考え方

地方公共団体は、前記1のとおり、条例等を制定改廃・運用するだけでなく、自ら事業者として事業活動を行う場合もある。

独占禁止法で禁止されている行為（私的独占，不当な取引制限，不公正な取引方法）を行うことで，排除措置命令や課徴金納付命令等の行政処分等の対象となる主体は「事業者」である。事業者とは，「商業，工業，金融業その他の事業を行う者」（独占禁止法第2条第1項）であり，「その他の事業」について，判例によれば，「なんらかの経済的利益の供給に対応し反対給付を反復継続して受ける経済活動を指し，その主体の法的性格は問うところではない」¹⁶。したがって，地方公共団体が事業活動を行うに当たっては，地方公共団体も独占禁止法の適用を受ける事業者該当し得ることから，この点を十分留意する必要がある¹⁷。

事業者として地方公共団体が事業活動を行う際に留意すべき独占禁止法上の問題については，公正取引委員会ホームページ (<https://www.jftc.go.jp/>) に掲載されている各種情報（独占禁止法に関する一般的なQ&Aが掲載されている「よくある質問コーナー」，事業者からの相談事例をまとめた「相談事例集」等）や，本ハンドブックの末尾に「参考資料」として掲載した，独占禁止法に関するパンフレット等を参照されたい。

¹⁶ 都営芝浦と畜場事件（最高裁平成元年12月14日第一小法廷判決，民集43巻12号2078頁）

¹⁷ 本ハンドブックでは詳述していないが，このほか，地方公共団体が事業者として自ら事業を行う場合には，「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）についても十分留意する必要がある。消費税転嫁対策に関する情報については，公正取引委員会ホームページに詳しい資料の掲載がある（<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/index.html>）。

4 地方公共団体の活動に関する相談窓口

公正取引委員会では、今後とも、各地方公共団体の活動に係る独占禁止法上及び競争政策上の疑問や懸念についての相談に対応していくこととしており、その窓口は次表のとおりである。

表：地方公共団体の活動に関する相談窓口

連絡先		管轄地域
公正取引委員会事務総局 〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	経済取引局調整課 TEL：(03)3581-5483 FAX：(03)3581-1945	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・長野県・山梨県
北海道事務所 〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	総務課 TEL：(011)231-6300 FAX：(011)261-1719	北海道
東北事務所 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	総務課 TEL：(022)225-7095 FAX：(022)261-3548	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
中部事務所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	経済取引指導官 TEL：(052)961-9422 FAX：(052)971-5003	富山県・石川県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	経済取引指導官 TEL：(06)6941-2174 FAX：(06)6943-7214	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	総務課 TEL：(082)228-1501 FAX：(082)223-3123	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所 〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館	総務課 TEL：(087)811-1750 FAX：(087)811-1761	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州事務所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	経済取引指導官 TEL：(092)431-5882 FAX：(092)474-5465	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	公正取引室 TEL：(098)866-0049 FAX：(098)860-1110	沖縄県

参考資料集

（資料１）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号（抄））	１
（資料２）不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）	７
（資料３）行政指導に関する独占禁止法上の考え方（行政指導ガイドライン）	９
（資料４）規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について（別添：競争評価チェックリスト）	１３
（資料５）規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル	１９
（資料６）知ってなっとく独占禁止法	３３

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（抄）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

〔目的〕

第1条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

〔定義〕

第2条 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。

② この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとす。

一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である社団法人その他の団体

二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

③ この法律において「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の事業の主任者をいう。

④ この法律において「競争」とは、二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができるとをいう。

一 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること

二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

⑤ この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑧（略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 正当な理由がないのに、競争者と共同して、次のいずれかに該当する行為をすること。
 - イ ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
 - ロ 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。
 - 二 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品又は役務を継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの
 - 三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの
 - 四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。
 - イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。
 - ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にとこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。
 - 五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。
 - イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
 - ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
 - ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるものうち、公正取引委員会が指定するもの
 - イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
 - ロ 不当な対価をもつて取引すること。
 - ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
 - ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。
 - ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
 - ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔特定の国際的協定又は契約の禁止〕

第6条 事業者は、不当な取引制限又は不正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。

〔排除措置〕

第7条 第三条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の廃止、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

② 公正取引委員会は、第三条又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができ。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

- 一 当該行為をした事業者
- 二 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該行為をした事業者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

〔課徴金、課徴金の減免〕

第7条の2 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の対価に係るもの
- 二 商品又は役務について次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの
 - イ 供給量又は購入量
 - ロ 市場占有率

ハ 取引の相手方

②～④（略）

⑤ 第一項の場合において、当該事業者が次のいずれかに該当する者であるときは、同項中「百分の十」とあるのは「百分の四」と、「百分の三」とあるのは「百分の一・二」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」とする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 協業組合その他の特別の法律により協同して事業を行うことを主たる目的として設立された組合（組合の連合会を含む。）のうち、政令で定めるところにより、前各号に定める業種ごとに当該各号に定める規模に相当する規模のもの

⑥ 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分が行われた日（以下この条において「調査開始日」という。）の一月前の日（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について第六十二条第四項において読み替へて準用する第五十条第一項の規定による通知（次項、第十項及び第二十條の二から第二十條の五までにおいて「事前通知」という。）を受けた日の一月前の日）までに当該違反行為をやめた者（当該違反行為に係る実行期間が二年未満である場合に限り）であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の八」と、「百分の三」とあるのは「百分の二・四」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・六」と、前項中「百分の四」とあるのは「百分の三・二」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一」と、「百分の一」とあるのは「百分の〇・八」とする。ただし、当該事業者が、次項から第九項までの規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

⑦ 第一項（第二項において読み替へて準用する場合を含む。以下この項、第十九項、第二十二項及び第二十三項において同じ。）又は第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、第四項中「百分の六」とあるのは「百分の九」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・二」と、

五」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。ただし、当該事業者が、第九項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一 調査開始日から遡り十年以内に、第一項若しくは第四項の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）又は第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたことがある者

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内に、第一項若しくは第四項の規定による命令を受けたことがある者又は第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたことがある者

⑧ 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項中「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。ただし、当該事業者が、次項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一 単独で又は共同して、当該違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し当該違反行為をすることを又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかつた者

二 単独で又は共同して、他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し当該違反行為に係る商品若しくは役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した者

三 前二号に掲げる者のほか、単独で又は共同して、次のいずれかに該当する行為であつて、当該違反行為を容易にすべき重要なものをした者

イ 他の事業者に対し当該違反行為をすることを又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すこと。
ロ 他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率、取引の相手方その他当該違反行為の実行としての事業活動について指定すること（専ら自己の取引について指定することを除く。）。

⑨ 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、第七項各号のいずれか及び前項各号のいずれかに該当する者であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の八」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の二・四」と、「百分の一」とあるのは「百分の二」とする。

⑩ 公正取引委員会は、第一項の規定により課徴金を納付すべき事業者が次の各号のいずれにも該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日（第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日。次号、次項及び第二十五項において同じ。）以後に行われた場合を除く。）であること。

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。

⑪ 第一項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が第一号及び第四号に該当するときは同項又は第五項から第九項までの規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を、第二号及び第四号又は第三号及び第四号に該当するときは第一項又は第五項から第九項までの規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、それぞれ当該課徴金の額から減額するものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち二番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。

二 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち三番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。

三 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち四番目又は五番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（第四十五条第一項に規定する報告又は同条第四項の措置その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。）を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。

四 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。

⑫ 第一項の場合において、公正取引委員会は、当該違反行為について第十項第一号又は前項第一号から第三号までの規定による報告及び資料の提出を行った者の数が五に満たないときは、当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれにも該当する者（第十項第一号又は前項第一号から第三号までの規定による報告及び資料の提出を行った者の数と第一号の規定による報告及び資料の提出を行った者の数を合計した数が三以下である場合に限る。）については、第一項又は第五項から第九項までの規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、当該課徴金の額から減額するものとする。

一 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（第四十七条第一項各号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。）を行った者

二 前号の報告及び資料の提出を行った日以後において当該違反行為をしていた者以外の者

⑬ 第一項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者（会社である場合に限る。）が、公正取引委員会規則で定めるところにより、共同して、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った場合には、第一号に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する場合に限り、当該報告及び資料の提出を単独で行つたものとみなして、当該報告及び資料の提出を行った二以上の事業者について前三項の規定を適用する。この場合における第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで及び前項第一号の規定による報告及び資料の提出を行った事業者の数の計算については、当該二以上の事業者をもつて一の事業者とする。

- 一 当該二以上の事業者が、当該報告及び資料の提出の時に相互に子会社等(事業者の子会社(会社がその総株主(総社員を含む。以下同じ。))の議決権(株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式)について議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式)について議決権を含む。以下同じ。))の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。以下この項において同じ。)若しくは親会社(会社を子会社とする他の会社をいう。以下この号において同じ。)又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。次号及び第二十五項において同じ。)の関係にあること。
- 二 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行為をしたものが、当該他の事業者と共同して当該違反行為をした全期間(当該報告及び資料の提出を行った日からさかのぼり五年以内の期間に限る。)において、当該他の事業者と相互に子会社等の関係にあったこと。
- 三 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行為をした者でないものについて、次のいずれかに該当する事実があること。
- イ その者が当該二以上の事業者のうちの他の事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させ、かつ、当該他の事業者が当該譲渡又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。
- ロ その者が、当該二以上の事業者のうちの他の事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

- ⑭ 前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。
- ⑮ 公正取引委員会は、第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による報告及び資料の提出を受けたときは、当該報告及び資料の提出を行った事業者に対し、速やかに文書をもつてその旨を通知しなければならない。
- ⑯ 公正取引委員会は、第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による報告及び資料の提出を受けたときは、当該報告及び資料の提出を行った事業者に対し、当該事業者に對し、第一項の規定による命令又は第十八項若しくは第二十一項の規定による通知をするまでの間、当該事業者に對し、当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる。

- ⑰ 公正取引委員会が、第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による報告及び資料の提出を行つた事業者に對して第一項の規定による命令又は次項の規定による通知をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、第十項から第十二項までの規定にかかわらず、これらの規定は適用しない。

- 一 当該事業者(当該事業者が第十三項の規定による報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうち、いずれか一以上の事業者。次号において同じ。)が行つた当該報告又は提出した当該資料に虚偽の内容が含ま

れていたこと。

- 二 前項の場合において、当該事業者が求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと。

- 三 当該事業者がした当該違反行為に係る事件において、当該事業者が他の事業者に對し(当該事業者が第十三項の規定による報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の事業者に對し)第一項に規定する違反行為をすることを強要し、又は当該違反行為をやめることを妨害していたこと。

- ⑱ 公正取引委員会は、第十項の規定により課徴金の納付を命じないこととしたときは、同項の規定に該当する事業者がした違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に對し第一項の規定による命令をする際に(同項の規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定めるときまでに)、これと併せて当該事業者に對し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

- ⑲ 公正取引委員会は、第一項又は第四項の場合において、同一事件について、当該事業者に對し、罰金の刑に処する確定裁判があるときは、第一項、第四項から第九項まで、第十一項又は第十二項の規定により計算した額に代えて、その額から当該罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額を課徴金の額とするものとする。ただし、第一項、第四項から第九項まで、第十一項若しくは第十二項の規定により計算した額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額が百万円未満であるときは、この限りでない。

- ⑳ 前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、課徴金の納付を命ずることができない。㉑ 公正取引委員会は、前項の規定により課徴金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せられた事業者に對し、当該事業者がした第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に對し第一項(第二項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第四項の規定による命令をする際に(これらの規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定めるときまでに)、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

- ㉒ 第一項又は第四項の規定による命令を受けた者は、第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

- ㉓ 第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

- ㉔ 第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした違反行為並びに当該法人が受けた第一項(第二項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第四項の規定による命令、第十八項及び第二十一項の規定による通知並びに第六十三条第二項の規定による決定(以下この項及び次項において「命令等」という。)は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等とみなして、前各項及び次項の規定を適用する。

- ㉕ 第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一又は二以上の子会社等に對して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人(会社に限る。)が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一又は二以上の子会社等に對して分割により当該違反行為に係る事

業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした違反行為及び当該法人が受けた命令等は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等（以下「特定事業承継子会社等」という。）がした違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等とみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。）中「当該特定事業承継子会社等」とあるのは「特定事業承継子会社等（第二十五項に規定する特定事業承継子会社等を該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等（第二十五項に規定する場合を含む。）の規定による命令（以下同じ。）に対し、この項（次項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第四項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等と連帯して」と、事業承継子会社等に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第二十二項中「受けた者は」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等は、これらの規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とする。

⑥ 前二項の場合において、第十項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
⑦ 実行期間（第四項に規定する違反行為については、違反行為期間）の終了した日から五年を経過したときは、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

〔事業者団体の禁止行為〕

- 第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
 - 二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
 - 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
 - 四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。
 - 五 事業者が不正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

〔排除措置〕

第8条の2 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者団体に対し、当該行為の差止め、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。

- ② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。
③ 公正取引委員会は、事業者団体に対し、第一項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を命ずる場合において、特に必要があるとき、第八章第二節に規定する手続に従い、当該団体の役員若しくは管理人やはその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。第二十六条第一項において同じ。）に対しても、第一項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

〔不正な取引方法の禁止〕

第19条 事業者は、不正な取引方法を用いてはならない。

〔排除措置〕

第20条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

- ② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

〔知的財産権の行使〕

第21条 この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。

〔一定の組合の行為〕

第22条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

〔再販売価格維持行為〕

第23条 この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一様であることを容易に識別することができるものを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその他の商品の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買受けて販売する事業者がその商品を販売する価格をいう。以下同じ。）を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその商品を販売する事業者がする行為にあつてはその商品を生産する事業者の意に反してする場合、この限りでない。

②～⑥（略）

〔無過失損害賠償責任〕

第25条 第三条、第六条又は第十九条の規定に違反する行為をした事業者（第六条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。）及び第八条の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

- ② 事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかつたことを証明して、前項に規定する責任を免れることができる。

〔違反事実の報告、探知〕

第45条 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

② 前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならぬ。

③ 第一項の規定による報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具體的な事実を摘示してされた場合において、当該報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、公正取引委員会は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。

④ 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する事実又は独占的地位に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて適当な措置をとることができる。

〔調査のための強制処分〕

第47条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

② 公正取引委員会が相当と認めるときは、政令で定めるところにより、公正取引委員会の職員を審査官に指定し、前項の処分をさせることができる。

③ 前項の規定により職員に立入検査をさせる場合には、これに身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させなければならない。

④ 第一項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

〔私的独占、不当な取引制限、事業者団体による競争の実質的制限の罪〕

第89条 次の各号のいずれかに該当するものは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者
- 二 第八条第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したものの
- ② 前項の未遂罪は、罰する。

不公正な取引方法（昭和57年6月18日 公正取引委員会告示第15号）

- 改正 平成二十一年十月二十八日 公正取引委員会告示第十八号
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項の規定により、不公正な取引方法（昭和二十八年公正取引委員会告示第十一号）の全部を次のように改正し、昭和五十七年九月一日から施行する。

〔共同の取引拒絶〕

- 正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者（以下「競争者」という。）と共同して、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
 - ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶し、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
 - 他の事業者、ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶させ、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

〔その他の取引拒絶〕

- 不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。

〔差別対価〕

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「法」という。）第二条第九項第二号に該当する行為のほか、不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品若しくは役務を供給し、又はこれらの供給を受けること。

〔取引条件等の差別取扱い〕

- 不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。
- 〔事業者団体における差別取扱い等〕
- 事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせること。

〔不当廉売〕

- 法第二条第九項第三号に該当する行為のほか、不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

〔不当高価購入〕

- 不当に商品又は役務を高い対価で購入し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

〔さまざまな顧客誘引〕

- 自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引すること。

〔不当な利益による顧客誘引〕

- 正常な商慣習に照らして不当な利益をもつて、競争者の顧客を自己と取引するように誘引すること。

〔抱き合わせ販売等〕

- 相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること。

〔排他条件付取引〕

- 不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

〔拘束条件付取引〕

- 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその他の取引の相手方との取引その相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

〔取引の相手方の役員選任への不当干渉〕

- 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員（法第二条第三項の役員をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。

〔競争者に対する取引妨害〕

- 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

〔競争会社に対する内部干渉〕

- 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある会社の株主又は役員に対し、株主権の行使、株式の譲渡、秘密の漏えいその他いかなる方法をもつてするかを問わず、その会社の不利益となる行為をずるよう、不当に誘引し、そのかし、又は強制すること。

附則（平成二十一年公正取引委員会告示第十八号）

この告示は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

はじめに 我が国においては、広範な分野において様々な形で行政指導が実施されており、行政指導は、行政の中で大きな比重を占めている。このような行政指導は、行政需要への機敏な対応、行政の弾力性の確保、行政目的の円滑な達成等のために行われている。一方、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続法（平成五年法律第八十八号）が制定され、同法において、行政指導の適用を防止するとともに、行政指導の明確性及び公平性を確保する観点から、行政機関が行政指導を行う場合に遵守すべき事項について一定の規定が設けられている。

近年、消費者利益を確保することや我が国市場をより開かれたものとするなどが内外から求められており、そのためには公正かつ自由な競争の維持・促進を図ることが重要となっている。また、公正かつ自由な競争を一般促進することの観点からも規制緩和が積極的に進められているが、法令による規制が緩和又は廃止されたとしても仮に行政指導により事実上同様のことが行われれば、規制緩和の趣旨に反する結果となる。行政指導は、行政機関が多様な目的のために進めているが、その中で、事業者の参入・退出、商品又は役務の価格、数量、設備等に直接・間接に影響を及ぼすような行政指導は、その目的、内容、方法等によって、公正かつ自由な競争を制限し、又は阻害するとともに、独占禁止法違反行為を誘発する場合とされることが十分留意する必要がある。

事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない。公正取引委員会は、当該事業者又は事業者団体の行為が独占禁止法違反行為の要件に該当するときは、当該行為を排除するための法的措置等を講じている。事業者又は事業者団体が行政指導に従って独占禁止法上問題のある行為を行った場合、当該行為について直接法的責任を問われるのは行政指導に従った事業者又は事業者団体となることから、行政機関は行政指導を行うに当たって、この観点からも慎重であることが求められるものである。また、このような場合、事業者又は事業者団体は、行政指導に従った行為であっても独占禁止法上問題となることを十分留意する必要がある。公正取引委員会は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある行政指導については、従来、個々の事業ごとに事前に行政機関との調整を図り、問題点を指摘し、改善等を要望してきたところである。今後、公正取引委員会は、これまでの他の行政機関との調整事例や独占禁止法違反疑義事件の審査の過程等で認められた事例を踏まえて、行政指導に関する独占禁止法上の考え方を具体的に明らかにするため、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」（以下「本考え方」という。）を作成・公表することとした。行政機関においては、本考え方に十分留意するとともに、本考え方で示したような独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある行政指導を行うに当たって個々の事業ごとに事前に公正取引委員会と調整することを期待するものである。

なお、本考え方の作成・公表に伴い、三月一六日公正取引委員会を廃止し、本考え方においては、次の用語は、以下のような意味を持つものとする。

- 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。
- 行政機関 法令、法律に基づき許可、認可、免許その他事業者に対し何らかの利益を付与する処分をいう。
- 地方公共団体の機関を含む。
- 法令、法律に基づき許可、認可、免許その他事業者に対し何らかの利益を付与する処分をいう。
- 許認可等 法令に基づき許可、認可、免許その他事業者に対し何らかの利益を付与する処分をいう。
- 事業者 商業、工業、金融業その他の事業を行うものをいう。
- 事業者団体 事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいう。
- 参入・退出 既存事業分野への参入・退出のほか、新規事業分野、地域市場等への参入・退出等を含む。
- 価格

割戻し、値引等実質的に価格の構成要素となるものを含む。

- 設備 生産設備のほか、店舗等を含む。

1 行政指導と独占禁止法との関係についての基本的な考え方

(1) 法令に具体的な規定がある行政指導

法令に具体的な規定がある行政指導の場合、当該行政指導の目的、内容、方法等は当該法令の規定に致したものでなければならず、その相手方が個々に自主的に判断して、このような行政指導に従う限り、当該行政指導の相手方の行為は独占禁止法上問題とはならない。しかしながら、独占禁止法の適用除外規定がない限り、当該行政指導によって誘発された行為であっても独占禁止法違反行為の要件に該当する場合に、当該行為に対する同法の適用が妨げられるものではない。

また、法令に命令、認可、勧告、指示等の規定が定められている場合であっても、法令の運用として、その規定を契機としてできる実体要件が存在するときに、その規定の発動の前段階又は代替として行われる行政指導についても、独占禁止法との関係についての考え方は法令に具体的な規定がある行政指導と同様である。

なお、法令に具体的な規定があってもその目的、内容、方法等が当該法令の規定に合致しない行政指導又は各省庁設置法の規定若しくは事業法令上の一般的な監督権限を根拠とする行政指導は、ここでいう法令に具体的な規定がある行政指導とは言えない。

(2) 法令に具体的な規定がない行政指導

法令に具体的な規定がない行政指導の場合、行政機関は、当該行政指導の中には、その目的、内容、方法等によっては、公正かつ自由な競争を制限し、又は阻害するとともに、独占禁止法違反行為を誘発する場合とされ、十分に留意する必要がある。行政指導によって誘発された行為であっても独占禁止法違反行為の要件に該当する場合には、当該行為に対する同法の適用が妨げられるものではないことは言うまでもない。

法令に具体的な規定がない行政指導の目的、内容及び方法と独占禁止法との関係についての考え方は、次のとおりである。

ア 行政指導の目的との関係

行政指導は、物価の安定、国民生活の安定又は充実、取引の公正性・透明性の確保、環境保全、保険衛生の向上、安全上の向上、中小企業保護等多様な行政目的のために行われているが、その中で、過度の競争の防止、需給調整、価格低下の抑制、事業者間の利益調整、業界の秩序維持といった観点から行われる行政指導は、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすこととなる。

イ 行政指導の内容との関係

行政指導は、その内容が多岐にわたるが、また、その市場における競争に及ぼす影響も区々である。参入・退出、商品又は役務の価格、数量、設備等は、本来、市場における事業者の公正かつ自由な競争を通じて形成され、又は決められるべきものである。これらの事項についての事業者の自由な活動を制限するおそれのある行政指導は、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすこととなる。

他方、営業方法、品質・規格、広告・表示等は、事業者の競争手段ではあるが、参入・退出、価格、数量、設備等と比べ市場メカニズムに及ぼす影響が直接的であるとは言えない。

ウ 行政指導の方法との関係

内容に具体性のある行政指導は、事業者が他の事業者もこれに従うことを前提としてのみ従おうとする場合が多いので、事業者団体を通じて行う場合、独占禁止法違反行為を最も誘発しやすい。個別事業者に対する行政指導であっても、例えば、特定の事業分野における主導的な事業者に対して行う場合、特定の事業分野に属する相当数の事業者に対して画一的な基準を定める等の方法により行う場合、事業者間に競争制限について暗黙の了解又は共通の意思が形成されやすい状況において行う場合には、独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

（備考）物価の抑制が最大の国民的課題となっているような事態において価格の抑制を目的として行われる行政指導については、第一次石油危機当時の政府統一見解（別添）がある。

2 行政指導の種類と独占禁止法

法令に具体的な規定がない行政指導に関し、どのような行政指導が独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがあるかについての考え方を行政指導の種類ごとに具体的に示すと、次のとおりである。

(1) 参入・退出に関する行政指導

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、参入・退出の自由が保障されている必要がある。行政機関は、法令に具体的な規定がない参入・退出に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、

又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。例えば、次のような行政指導は、独占禁止法の関係において問題を生じさせるおそれがある（独占禁止法第三条、第八条第一号・三号・四号）。

① 参入に当たり、当該事業分野の既存事業者若しくは事業者団体の同意を得ることを求め、又は参入の条件についてこれらのもとの調整するよう指導すること。

このような行政指導により、当該既存事業者が共同して、又は事業者団体が、参入の同意を拒否することにより新規参入を断念させ、当該事業分野の事業者の数を制限し、又は参入しようとする事業者の事業活動を不当に制限する条件を付すこととなるおそれがある。

② 参入に当たり、既存事業者との利益調整の観点から、当該事業分野の事業者団体に加入するよう指導すること。

このような行政指導により、当該事業者団体が、加入を拒否することにより新規参入を断念させ、当該事業分野の事業者の数を制限し、又は加入に当たり参入しようとする事業者の事業活動を不当に制限する条件を付すこととなるおそれがある。

③ 事業活動を遂行するために必要な公的機関からの融資等の手続に、需給調整、事業者間の利害調整等の観点から、当該事業分野の事業者団体に関与させること。

このような行政指導により、当該事業者団体が、新規参入者からの申請を拒否することにより新規参入を断念させ、当該事業分野の事業者の数を制限し、又は参入しようとする事業者の事業活動を不当に制限する条件を付すこととなるおそれがある。

② 価格に関する行政指導

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要がある。行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。例えば、次のような行政指導は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある（独占禁止法第三条、第八条第一号・四号・五号、第十九条）。

① 価格の引上げ又は引下げについて、その額・率（幅）等目安となる具体的な数字を示して指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、示された目安まで価格を引き上げ、又は引き下げることと決定することとなるおそれがある。なお、ここでいう決定とは、明示的に決定し、又は合意することだけをいうのではなく、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることも含まれる（以下同じ）。

② 価格が低下している状況等において、安値販売、安値卸売、安値買取又は価格の引下げの自粛を指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、価格の維持又は引上げを決定することとなるおそれがある。

③ 構成事業者の個々の取引における価格等通常各事業者の営業上の秘密とされている事項について事業者団体を通じて報告を求めること。

このような行政指導により、当該事業者団体が取りまとめに当たり価格を決定することとなるおそれがある。

④ 製造業者若しくは流通業者又はそれらの団体に對して、小売価格等その取引の相手方の販売価格を安んずるよう指導すること。

このような行政指導により、再販売価格維持行為を誘発することになるおそれがある。

⑤ 個々の事業者が自主的な判断で決めている価格について事前届出制が採られている場合に、目安となる具体的な数字を示して届出事項について指導したり、事業者間又は事業者団体が調整させたり、事業者団体に一括して届出をさせたり、事業者団体を經由して届出をさせること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、届出事項である価格について決定することとなるおそれがある。

③ 数量・設備に関する行政指導

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、数量・設備に関する事業者の自主的な判断に委ねられる必要がある。行政機関は、法令に具体的な規定がない数量・設備に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。例えば、次のような行政指導は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある（独占禁止法第三条、第八条第一号・三号・四号）。

① 生産・販売数量、輸入・輸出数量、減産率（幅）、原材料の購入数量等について目安となる具体的な数字を示して指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、数量等について決定することとなるおそれがある。

② 短期の需給見通し等具体的な目安を示して生産・販売数量、輸入・輸出数量、設備の新増設等に関する事業計画を提出させること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、示された目安に応じた事業計画を作成し、それに従って事業活動を行うことを決定することになるおそれがある。

③ 構成事業者の個々の取引における数量等通常各事業者の営業上の秘密とされている事項について事業者団体を通じて報告を求めること。

このような行政指導により、当該事業者団体が取りまとめに当たり、構成事業者の生産・販売数量、輸入・輸出数量等を決定することとなるおそれがある。

④ 短期の需給見通しの作成に当たって、事業者間又は事業者団体に對して、供給計画に関する意見交換等を行わせること。

需給見通しを作成するに当たって、行政機関が個別の事業者から聴取する限りでは問題はないが、このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、生産・販売数量等を決定することとなるおそれがある。

⑤ 設備投資又は設備廃棄の時期又は規模に関し輪番制等の具体的な目安を示して指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、設備投資等について決定することとなるおそれがある。

⑥ 個々の事業者が自主的な判断で決定することとされている生産・販売数量、輸入・輸出数量、設備の新増設等について事前届出制が採られている場合に、具体的な目安を示して届出事項について指導したり、事業者間又は事業者団体が調整させたり、事業者団体に一括して届出をさせたり、事業者団体を經由して届出をさせること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、届出事項である数量等について決定することとなるおそれがある。

④ 営業方法、品質・規格、広告・表示等に関する行政指導

営業方法、品質・規格、広告・表示等は、事業者が創意工夫を発揮して行う重要な競争手段であり、行政機関は、法令に具体的な規定がない営業方法、品質・規格、広告・表示等に関する行政指導により、これらの事項についての事業者の活動が不当に制限され、公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。

法令の遵守、不正行為の防止等の社会公共への配慮、取引の透明性の確保、保健衛生の向上、安全性の向上等の観点から行政機関が営業方法、品質・規格、広告・表示等に関して、具体的に制限したり、事業者又は事業者団体に對して自主規制を行うよう指導することがある。また、商品の生産若しくは流通又は役務の供給の合理化のために、行政機関が品質・規格等に関して、具体的に制限したり、事業者又は事業者団体に對して標準化を図るよう指導することがある。これらの行政指導は、原則として、独占禁止法と関係において問題となるものではないが、当該行政指導を受けた事業者が共同して、又は事業者団体が決定した基準等が、需要者の利益を不当に害し、又は構成事業者等にその遵守を強制するものであれば、事業者又は事業者団体の当該基準等の決定は独占禁止法上問題となることから、行政機関は、この点に十分留意する必要がある。

また、行政機関が営業方法、品質・規格、広告・表示等に関して指導する場合において、事業者が共同して、又は事業者団体が、当該行政指導を受けて価格等の取引条件についてまで決定すれば、遵守を強制するものでなくとも、当該決定は独占禁止法上問題となるので、この点についても十分留意する必要がある。

3 許認可等に伴う行政指導についての独占禁止法上の考え方

許認可等については、参入・退出、価格、数量、設備等に関して、許認可等により規制が行われていることがある。このような許認可等による規制は、法令に規定された要件のみに基づき行われるべきであり、行政機関は、当該要件を超えた要件を加えて許認可等の運用をすることにより事業者の自由な事業活動が制限され、公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。また、参入・退出、価格、数量、設備等について法令の規定により届出が義務付けられている場合もあるが、届出が許認可等の申請と事実上同様に取り扱うことにより、これらの事項について事業者の自由な事業活動を制限することと同様である。

行政機関が法令に規定された許認可等の運用に当たって行政指導を行う場合であっても、当該行政指導の内容や方法によっては、事業者又は事業者団体にによる独占禁止法違反行為を誘発する場合があり、行政機関は、特に、許認可等を背景とする行政指導は、事実上強制力を有し、この点に留意する必要がある。行政機関が法令に規定された要件に照らして事業者の許認可等の申請内容の変更等を個別に指導すること自体は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるものではないが、事業者又は事業者団体に對し許認可等の申請内容又は手続に關与するよう指導する場合には、事業者又は事業者団体にによる独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある（独占禁止法第三条、第八条第一号・三号・四号）。

- 例えば、次のような行政指導は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある。
- ① 参入の許認可等の申請に際し、当該事業分野の既存事業者若しくは事業者団体の同意を得ることを求め、又は参入の条件についてこれらのもとの調整するよう指導すること。
このような行政指導により、当該既存事業者が共同して、又は事業者団体が、参入の同意を拒否することにより新規参入を断念させ、当該事業分野の事業者の数を制限し、又は参入しようとする事業者の事業活動を不当に制限する条件を付すこととなるおそれがある。
 - ② 参入の許認可等の申請に際し、既存事業者との利害調整の観点から、当該事業分野の事業者団体に加入するよう指導すること。
このような行政指導により、当該事業者団体が、加入を拒否することにより新規参入を断念させ、当該事業分野の事業者の数を制限し、又は加入に当たり参入しようとする事業者の事業活動を不当に制限する条件を付すこととなるおそれがある。
 - ③ 複数の事業者から参入の許認可等の申請がある等の場合に、申請事業者間又は当該事業分野の事業者団体等において調整するよう指導すること。
許認可等の条件の一つとしていわれる供給調整条項が法令に規定されている場合であっても、このような指導を受けて申請事業者間又は当該事業分野の事業者団体等において行われる調整行為は、独占禁止法に違反するおそれがある。
 - ④ 法律上個々の事業者が自主的な判断で行うこととされている価格等に関する許認可等の申請について、構成事業者の委任を受けて事業者団体が一括して申請するよう指導すること。
このような行政指導により、事業者団体が許認可等の申請内容について決定することになるおそれがある。
 - ⑤ 法律上個々の事業者が自主的な判断で行うこととされている価格等に関する許認可等の申請について、事業者間又は事業者団体が調整をさせ、当該事業分野の事業者団体を経由し、又は既存事業者若しくは事業者団体の同意を得た上で申請するよう指導すること。
このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、許認可等の申請内容について決定することになるおそれがある。

(別添)

価格カルテルと行政指導に関する政府統一見解（第七十二回国会衆議院予算委員会（昭和四十九年三月十二日）吉内閣法制局長官の答弁）

価格カルテルと行政指導に関する見解として申し上げます。

第一に、価格は、本来市場における需給関係を基準として、事業者の自由な競争によって決まるべきものでございますから、事業者がカルテルによって価格操作を行なうことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二条第六項の「不当な取引制限」に該当いたしますして、認めるべきでないことは当然でございます。

第二に、一方、最近のように、物価抑制が最大の国民的な課題となっており、これを考慮いたしますならば、物資所管官庁が価格抑制の観点から、価格に関する行政指導を行なうことは必要やむを得ないものと考えられまして、その根拠は各省設置法に求めることができます。たとえば通商産業省設置法第三条第二号、石油につきましては第三十六条の七第一号でございます。

第三といたしまして、ただ、価格に関する行政指導が認められるとは申しまして、指導を受けました事業者がさらに共同して価格操作を行うことがございまして、先ほど一に述べましたと同様に、認めるべきでないことはいくまでもございせん。

規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について

競争に負の影響を及ぼすものは、(1) 事業者の数の制限、(2) 事業者の競争手段の制限、(3) 事業者の競争回避的行動の誘発、(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限、に大別することができる。これらに当てはまる規制の新設又は改廃を把握するため、競争評価チェックリストを用いることとする。

(2) 手順

競争評価チェックリストは、個々の質問へ回答することで、規制がどのような点から競争に負の影響を及ぼす可能性があるかを判断できるものとなっており、まず、規制が個々の質問に該当するかを確認することになる。

次に、競争評価チェックリストの個々の質問への回答を踏まえ、「結論」として、当該規制が具体的に競争状況にどのような影響を与えるのかを明らかにする。最終的に、規制の新設又は改廃が競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価結果を規制の事前評価書の「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄に記載する(規制の事前評価書【様式1】参照)。

また、競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、事後評価を実施する際の指標を設定し、規制の事前評価書の「8 事後評価の実施時期等」の欄に記載する。例えば、参入制限により事業者の数が制限される場合、事業者の数を指標として設定することが考えられる。また、価格の制限がなされたり競争回避的行動が誘発される場合、一般的には、商品・役務の価格が上昇する可能性があることから、商品・役務の価格を指標として設定することが考えられる。

作成した競争評価チェックリストは、規制の事前評価書の提出と併せて総務省へ提出し、総務省は、受領した競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付する。

(3) 留意事項

競争評価に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 規制の単位については規制の事前評価書と同じにすることが必要である。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。
- ・ 簡素化した評価手法の対象となる規制についても、ガイドラインにおいて「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することとしている(ガイドラインP9)。ことから、競争評価チェックリストを作成する(規制の事前評価書【様式2】参照)。
- ・ 代替案については、競争評価チェックリストの質問に回答した結果、競争に負の影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、最終的な評価結果を規制の事前評価書の「6 代替案との比較」の欄に「副次的な影響及び波及的な影響」として記載する。
- ・ 競争評価チェックリストは、競争状況への影響のみを把握・分析するものである。競争状況への影響以外は、規制の事前評価において、他の効果(便益)、費用、影響として把握されるものであり、競争評価チェックリストでは考慮しない。
- ・ 記載を行った競争評価チェックリストは必ずしも公表する必要はないが、国民への説明責任を果たす観点から、自主的に公表することは推奨される。

規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について

平成 29 年 7 月 31 日
公正取引委員会事務総局

1 はじめに

規制の事前評価とは、規制の新設又は改廃によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するものであり、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成 19 年 8 月 24 日政策評価各省庁連絡会議了承、平成 29 年 7 月 28 日一部改正)(以下「ガイドライン」という。)においては、「規制の新設又は改廃によって、新たに発生又は変化することが見込まれる、社会、経済、環境等への具体的な影響項目を可能な限り列挙する。」とされている(ガイドラインP5)。また、「特定の地域、産業部門や中小企業等に与える影響、市場の競争状況に与える影響、産業連関や貿易といった波及的な影響がある場合でも、可能な限り予測する必要がある。これらについては、定量的な推計が困難である場合は、定性的にでも事前に明らかにすることが望ましい。」(ガイドラインP6)とされ、規制の新設又は改廃が競争状況へ与える影響についても、波及的な影響の一要素として把握することとされている。

競争状況への影響の把握・分析の手法については、ガイドラインにおいて「競争状況に与える影響については、公正取引委員会が別に定めるところにより把握し、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書へ記載することが必要である」とされている(ガイドラインP6)。

また、規制の政策評価においては、規制の検討から、見直し(改正又は廃止)に至るまで、その一連を「規制のライフサイクル」として捉え、事後評価を行うこととされている。事後評価とは、規制の導入時の必要性等が変わっていないかや、見込んでいた効果が発生しているか等を検証するものであり、事後評価のためには、事前評価時に「適切に費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標を明記する必要がある」とされている(ガイドラインP7)。競争への影響を把握する指標については、ガイドラインにおいて「規制の事前評価において、競争に影響を及ぼす可能性のあるとの結果になった場合には、公正取引委員会が別に定めるところにより、競争への影響を把握する指標を設定しておくことが必要である」とされている(ガイドラインP8)。

本考案方は、これらガイドラインの内容を受け、規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析(以下「競争評価」という。)の手順及び考え方を明らかにしている。

2 競争評価の手順等

(1) 競争評価チェックリストによる競争状況への影響の把握

事業者の創意工夫を発揮させ、消費者の利益が一層確保されるようにするためには、公正かつ自由な競争を促進し、市場メカニズムの機能を十分に発揮し得るようにしていくことが重要であり、競争評価では、特に規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況へ与える負の影響を把握する必要がある。

規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況に与える影響は様々あると考えられるが、

り、各質問以外にも競争への負の影響を検討する必要がある。

4 競争評価チェックリストの質問の趣旨

(1) 事業者の数の制限

事業者の参入は、本来、市場における競争を通じて決められるべきものである。新規参入者の参入を制限する規制は、事業者の数（競争単位）を制限するため、市場メカニズムに直接的な影響を与えることとなり、競争に及ぼす影響が直接的である。また、参入が制限されることで、既存事業者にとっては、より効率的な新規参入者の参入により利益が奪われる可能性が減少することから、競争自体が減少して、既存事業者が競争的な市場で達成される価格よりも高い価格を付けたり、競争的な市場で達成される供給量より少なく供給する可能性が高めることとなる。

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定する（注3）か。

事業活動の要件として許認可等を設定することは、ある事業者を他の事業者と比べて優位にすることにつながり、参入障壁が形成される。例えば、特定の事業者又は特定のグループのみに対し排他的・独占的権利を付与する場合、当該特定の事業者又は特定のグループ以外は、参入ができなくなる。また、要件を満たすことができない事業者が発生するような許認可要件を設定する場合、要件を満たすことができない事業者の参入が制限される。一方、実質的に事業活動の要件を設定しない単なる手続であれば、事業活動の要件として新規参入者の参入を制限しないと考えられる。

（注3）ここでいう事業活動の要件とは、事業を開始・継続するに当たって満たす必要がある要件をいい、許認可等とは、行政手続法第2条第3号にいう許認可等を指し、行政庁の許可、認可、免許、免状、その他の何らかの利益を付与する処分をいう。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

本来自由に商品・役務の取引が可能な場合に、その商品・役務の取引を行うことができない地域を制限することは、その地域へ参入しようとする者にとって参入障壁となる。例えば、本来自由に取引できる地理的範囲の中で、商品・役務の供給地域を分割したり、既存の店舗から一定の距離を置かなければ事業活動を行うことができないとする制限等が考えられる。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

既存事業者と新規参入者の間で負担するコストが実質的に異なり既存事業者が費用面で優位となる場合、新規参入者が既存事業者と同等のコストで商品・役務を提供できなくなることから、新規参入者にとって参入障壁となる。

例えば、既存の設備には要件が課されないが、新規に設置する設備には要件を課される場合（経過措置も含む）、新規に設備を設置する新規参入者のみがコストを負担することになる。また、一般的には、既存事業者は新規参入者より容易に資本や労働力を集めることができることから、負担するコストが既存事業者と新規参入者で同等であったとしても、実質的には既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させることとなる場合もある。また、新規参入に際して負担が生じ退出する際に回

3 競争評価チェックリスト（記載様式は別添）

(1) 事業者の数の制限

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

(2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

(3) 事業者の競争回避的行動の排除

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

問：規制が、需要者が利用できる情報・選択肢の制限

この競争評価チェックリストは、相当程度の事業者（注1）が存在し競争が行われている一般的な市場を前提に、規制の新設又は改廃が、市場における事業者間の競争に負の影響を及ぼす可能性のある点を質問形式にしたリストであり、「はい」「いいえ」で回答することにより、通常想定される競争阻害要因の把握を容易にするものである。回答に当たっては、規制を外形的に判断し「はい」「いいえ」を選択すればよい。（注2）

質問は（1）～（4）に大別され、それぞれ、数個の質問から構成されている。これらの質問は、規制によってもたらされる最も一般的な結果に従って影響を大別したものであり、一つの規制が複数の質問に該当する場合もある（例えば、商品・役務の品質の制限により新たな設備等が必要となることで、実質的な参入障壁が形成され、事業者の数が制限される場合もあると考えられる。）。

（注1）事業者とは事業を行う者を指すところ、一般的に、事業とは何らかの経済的利益の供給に対応し反対給付を反覆継続して受ける経済活動を指し、その主体の法的性格は問うところではない。したがって、これに該当する経済活動を行う者は、個人が法人かを問わず事業者に該当する。また、現に事業を行っている者のみならず、新規参入者（新規参入を検討している事業者や新規参入しようする潜在的事業者）も含まれるほか、直接規制を受ける事業者のみならず、規制の新設又は改廃によって影響を受ける事業者が広く含まれる。競争評価チェックリストにおける「事業者」とはこの意味で用いており、規制が事業者に影響を与えない場合、各質問への回答は「いいえ」となる（（4）については、規制が事業者に直接の影響を与えなくても、需要者に影響を与える結果として間接的に事業者に影響を与えることがあり得る。）。

（注2）競争評価チェックリストの個々の質問は、可能な限り外形的に判断できるように設定しているが、市場の構造や現在の競争状況によって同様の規制でも実際の競争状況への影響は異なる。このため、市場の構造や現在の競争状況を把握・分析できる場合、それを踏まえて評価を行うべきである。例えば、事業者の数が少ない市場においては、規制により事業者が退出することで、一定の事業者が、競争的な市場で達成される価格より高い価格を付けたり、競争的な市場で達成される供給量より少なく供給したりすることができると考えられる。

収でできないコスト（例えば、特殊な用途のみに用いられ、売却が不可能だったり他の用途に転用できない機器や設備を導入するコスト）は、既存事業者にとっては既に負担済み又は負担を容認済みで事業継続の判断に影響を与えないが、新規参入者は参入することを戸惑うコストとなる。

以上のような新規参入者が参入するためのコストを高めることは、新規参入者の参入を制限することとなる。

(2) 事業者の競争手段の制限

規制により事業者の競争手段が制限されれば、本来は自由な事業者の行動が制限されることとなる。特に、制限の対象となる競争手段が、その市場において主要な競争手段の場合、その影響は大きくなる。

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量（注4）を制限するか。

価格競争は、良質・廉価な商品・役務を提供して需要者を獲得する競争の中核をなすものである。また、商品・役務の数量（生産数量や販売数量。以下同じ。）は価格を決定する主要因であることから、価格や数量は事業者にとっての重要な競争手段である。また、価格や数量は本来市場における需要と供給の関係で決定されるものであることから、これらを制限することは、市場メカニズムに直接的な影響を与えるものであり、競争に影響を及ぼす可能性が高い。

（注4）価格、数量とは、一般消費者向けの商品・役務の価格、数量だけでなく事業者間の取引の価格、数量も含む。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。（注5）か。

規制により事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等の競争手段が制限される場合、事業者が多種多様な商品・役務を提供することができなくなる可能性がある。

（注5）商品・役務の種類、品質、性能、規格等の制限には、商品・役務の原材料に関する制限を含む。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等（注6）を制限するか。

規制により事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等の競争手段が制限される場合、事業者が多種多様な商品・役務を提供することができなくなる可能性がある。また、広告又は宣伝の方法を制限することは、一般的に既存事業者より認知度が低いと考えられる新規参入者にとって既存事業者と対等に競争することが困難となる可能性があることから、新規参入者にとっての参入障壁にもなり得る。

（注6）営業の方法、販売の方法の制限等には、営業先・販売先の制限や営業・販売に当たっての一定の行為の義務付けも含む。

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

事業者の競争回避的行動を誘発する規制は、事業者の競争的行動の意欲を減少させ、

商品・役務の価格低下や質の向上といった競争により得られる効果を小さくすることとなる。

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等、事業者にとつて現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報のうち、事業者間で把握・認識されていない情報が事業者間で共有されると、各事業者が競争者の行動を互いに予測することが容易になり、競争回避的な行動をとることが利益となる場合があることから、競争により得られる効果が小さくなる可能性がある。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

競争が消費者利益をもたらしためには供給者側だけでなく需要者側も制約を受けないことが重要である。

問：規制が、需要者（注7）が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。需要者が利用できる情報や選択肢が制限される場合、需要者の意思決定に悪影響が生じる結果、事業者の競争意欲を減少させる可能性がある。

（注7）需要者には、一般消費者だけでなく、取引先の事業者も含む。

結論

上記（1）～（4）を踏まえ、規制の新設又は改廃が競争状況へ与える影響について最終的な評価を記載する。記載の方法として、いずれかの質問に「はい」の場合、該当項目の記載を参照して競争への負の影響を記載する。各質問が全て「いいえ」の場合、基本的に競争に影響を及ぼさない旨を理由とともに記載する。なお、最終的な評価においては、（1）～（4）の内容及外について付加的な要素を記載することも可能である。例えば、（1）～（4）の各質問の回答では競争に及ぼす影響を適切に把握できないと考えられる場合（例えば、新規参入者を確保するための規制の場合等）には、合理的な理由を付した上で、その内容を記載することが可能である。また、競争に負の影響を及ぼす可能性があるもののその影響を緩和する要素があったり、競争を促進する影響があったりする場合（例えば、規制緩和により競争が促進される場合）、その内容を記載することも可能である。

最後に、前記2（2）のとおり、規制の新設又は改廃が競争に負の影響を及ぼす可能性があるととなった場合には、最終的な評価内容を規制の事前評価書の「副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄に記載する。なお、規制の新設又は改廃が競争に影響を及ぼさないという評価する場合、事前評価書への記載は必須ではないが、国民への説明責任を果たす観点からは、事前評価書へ記載することが望ましい。

5 問い合わせ窓口

公正取引委員会は、競争評価の実施に関して相談に応じるなど、必要な支援を行う。

連絡先

公正取引委員会事務局 経済取引局 調整課

TEL：03-3551-5483（直通）

メールアドレス：kyousou-hyouka-o-o-jftc.go.jp

※メール送信の際には「〇〇」を「@」に置き換えて利用してください。

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：

規制の名称：

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

案の区分：（改正案、代替案1、代替案2…の別を記載）

担当部署：

評価実施時期：

（1）事業者の数の制限

問1：規制が、事業者の数の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ

（2）事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ

（3）事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ

（4）需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ

結論

--

※ 上記（1）～（4）を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する（本表は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄）。

競争評価チェックリスト

記載例①

法律又は政令の名称：…法の一部を改正する法律案
 規制の名称：環境保護・安全確保の観点からの…の品質基準の新設
 ※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。
 規制の区分：新設、改正、修正、撤廃、廃止 ※いずれかに○印を付す。
 案の区分：改正案、代替案1、代替案2…の別を記載）
 担当部署：
 評価実施時期：

(1) 事業者の数の制限

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ
…事業の事業活動の要件として許認可等を設定するものではない。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ
…事業の事業者が活動する地理的範囲を制限するものではない。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか。
 又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ
…の商品・役務を提供するためには…の品質基準を満たす必要があり、これを満たすためには、…の生産設備が必要になる。この生産設備は退出時に他の用途に転用できないことから、…の商品・役務を提供する事業者への新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストが発生する。

(2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ
…の品質基準が設けられるが、商品・役務の価格、数量等を制限するものではない。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ
…の品質基準が設けられる。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ
…の品質基準が設けられるが、商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するものではない。

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ
…の品質基準が設けられるが、商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付けるものではなく、また、事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものではない。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ
…の品質基準が設けられるが、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するものではない。

結論

当該規制は、…により、…の商品・役務を提供する事業者への新規参入者にとって参入の制限となる可能性がある。また、…により、…の商品・役務を提供する事業者の競争手段を制限する可能性がある。

※ 上記(1)～(4)を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する（本家は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は「6 代替案との比較」の欄）。

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：…法の一部を改正する法律案
規制の名称：労働状況改善のための…義務の新設
※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
案の区分：（改正案）代替案1、代替案2…の別を記載
担当部局：
評価実施時期：

(1) 事業者の数の制限

問1：規制が、事業活動の要件として許可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ
規制対象の事業者の事業活動の要件として許可等を設定するものではない。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ
規制対象の事業者が活動する地理的範囲を制限するものではない。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ
規制対象の事業者にとっては労働者に対して…をする義務が課されるが、すべての参入者に等しく負担が生じ、費用も極めて少額であることから、既存事業者と新規参入者の実質的な費用面の差は生じない。また、回収できないコストも発生しない。

(2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ
規制対象の事業者にとっては労働者に対して…をする義務が課されるが、当該事業者の商品・役務の価格、数量等を制限するものではない。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ
規制対象の事業者にとっては労働者に対して…をする義務が課されるが、当該事業者の商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するものではない。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ
規制対象の事業者にとっては労働者に対して…をする義務が課されるが、当該事業者の商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するものではない。

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ
商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付けるものではなく、また、事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものではない。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
はい / いいえ
需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するものではない。

結論

当該規制は、規制対象の事業者に対して…をする義務を課するものだが、…ではないことから、競争に負の影響は生じない。

※ 上記(1)～(4)を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する（本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は「6 代替案との比較」の欄）。

目次

マニュアル作成の背景及び目的等 1

第一 競争評価の概要 2

第二 競争評価チェックリスト回答に当たっての考え方 4

第三 事後評価の実施に当たっての考え方 17

第四 より効果的な評価を行うための視点 21

＜お問い合わせ先＞

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 調整課

電話 03-3581-5483（直通） FAX 03-3581-1945

メールアドレス kyouso-hyouka-o-jf.go.jp

※メール送信の際には「-〇〇-」を「@」に置き換えて利用してください。

マニュアル作成の背景及び目的等

平成 29 年 7 月 31 日に、公正取引委員会事務総局は、競争評価¹の手順等をまとめた「規制の政策評価における競争状況への把握・分析に関する考え方について」（以下「競争評価に関する考え方」という。）及び「競争評価チェックリスト」を作成・公表した。本マニュアルは、「競争評価に関する考え方」を補足するものとして、実際に競争評価を行う上での実務的な観点から参考となる事例等を示している。競争評価に関する考え方、チェックリスト及び本マニュアルを通じて競争評価の実務に対する理解を深めることが望ましい。

¹ 行政機関が規制の新設又は改廃する際に発生する効果や負担を予測・評価する規制の政策評価制度のうち、規制の新設又は改廃による波及的な影響の一端として、競争状況に与える影響を評価するもの（以下、「競争評価」という。）。

規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る

事務参考マニュアル

Version 1.0

平成 29 年 9 月 26 日 公正取引委員会事務総局

第一 競争評価の概要

1. 競争評価の対象

【要点】

- 競争評価は、規制の政策評価の一部であり、規制の新設又は改廃によって発生する効果や負担のうち、競争状況に与える影響を予測・評価するもの。
- 規制には、経済的規制及び社会的規制等の様々な種類の規制が存在するが、どのような規制であっても、競争に影響を及ぼす可能性がある。
- 規制の政策評価の対象となる規制は競争評価の対象となる。また、簡素化した評価手法の対象となる規制の新設又は改廃や、規制を緩和する改廃についても競争評価の対象となる。
- 国民への説明責任の観点から、規制の政策評価の対象とならない規制であっても各行政機関が競争評価を行うことが推奨される。

競争評価は、規制²の政策評価制度のうち、規制の新設又は改廃による波及的な影響の一部として、競争状況に与える影響を評価するものであり、競争評価の対象は規制の政策評価の対象と同じである。そのため、評価の進め方（評価の時期）、規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況（ベースライン）、代替案など、評価に当たった際の基本的な考え方は規制の政策評価の考え方に準じる。

規制には、産業の健全な発展等を目的とした価格規制、数量規制等の経済的規制と、国民の生命・財産の安全確保、環境保全、消費者保護、文化の保護等を目的とする安全規制、環境規制等の社会的規制がある。経済的規制がその内容によって競争に影響を及ぼす可能性があることは容易に理解されるが、社会的規制についても経済活動に対する効果や負担を伴う場合や、事業者の経済活動に対する制限の内容や程度によっては、事業者の自由な事業活動を妨げ、新たな事業活動を展開していくことを困難にすることがあり、経済的規制以外の規制についても競争評価を行う必要がある³。

また、簡素化した評価手法を用いた規制の政策評価についても、波及的な影響の把握が必要とされ、通常の規制の政策評価と同様に競争評価を行うため、本マニュアルは簡素化した評価についても当てはまるものである⁴。さらに、規制を緩和する改廃についても、規制の政策評価と同様に競争評価を行う。

なお、事前評価を行うことが義務付けられた規制以外のもの（規制以外の法令、省令・

² 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策。

³ OECD 競争評価ツールキット（第2巻：ガイドランス）においても、社会的規制も競争評価の対象としている。例えば、「各種の正当な社会的・経済的利益の達成を目的として政府により規制が法制化されているが、競争の拡大により国内経済や消費者に便益が及ぶ可能性のある点を考慮し置くことが肝要である。」（p.9）といった記載がある。

邦訳版 URL: <https://www.oecd.org/daf/competition/JAPANESE%20-%20Guidance%20-%20V01%202.pdf>

⁴ 簡素化した評価手法の詳細については、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各省庁連絡会議了承）を参照のこと。

告示、行政指導、個別行政処分、地方自治体の条例等）についても、競争に影響を及ぼすことがあり得るため、競争評価に関する考え方やチェックリストを参考に競争への影響を把握することが推奨される⁵。

2. 競争評価に当たった際の基本的な考え方

【要点】

- 一度生じてしまった規制による経済的損失は埋め合わせることができないため、規制による競争への影響については、慎重に検討・把握する。
- 規制の規模が大きくなるほど、事業活動に与える影響は大きくなるため、競争への影響をより慎重に検討・把握することが望ましい。
- 競争評価は、規制による影響のうち間接的な影響である「波及的な影響」の一部として競争状況への影響のみを把握・分析するものである。競争状況への影響以外の、直接的な影響である費用、効果（便益）やその他の間接的な影響は、競争評価の対象外である。

規制は、一度導入されると、規制の影響を受ける業界によっては、規制の存在が前提条件となり、規制の撤廃が困難になることがある。このため、状況が変化しても、規制の見直し、変更は容易ではなく、規制がそのまま温存されるおそれがある。

また、規制が競争に影響を及ぼす場合、市場で事業活動を行う多くの事業者の多様な活動を制限するなどの経済的損失を発生させることがある。また、仮に規制を変更したとしても、規制によって一度発生してしまった経済的損失を埋め合わせることにはできない。そのため、規制が競争に影響を及ぼす場合は、競争評価により、その影響を慎重に検討・把握することが必要である。

一般的に規制の規模が大きくなれば、新設又は改廃に伴う費用も大きくなる。競争に及ぼす影響についても同様であり、規模の大きい規制が競争に影響を及ぼす場合、その影響も大きくなるため、規模の大きい規制については、競争評価により、その影響を慎重に検討・把握することが望ましい。

ただし、規模の大きくない規制であっても、中小事業者が強く影響を受けるような規制である場合には、事業活動に与える影響が事前の想定を超えるものとなることがある。したがって、そのような規制についても、競争評価によりその影響を慎重に検討することが望ましい。

なお、競争評価は、規制による影響のうち「波及的な影響」の一部として競争状況への影響のみを把握・分析するものである。競争状況への影響以外の、直接的な影響である費用、効果（便益）やその他の間接的な影響は、競争評価の対象外である（これらは、

⁵ OECD 競争評価ツールキット（第2巻：ガイドランス）においても、競争評価は中央省庁のみならず、全ての行政機関にとって有益なものであり、地方自治体にツールキットを適用することができると記載されている（p.3）。

規制の政策評価全体の中で把握・分析され、最終的な規制の評価がなされるので、競争への負の影響があることのみをもって、規制が正当化されないわけではない。例えば、安全規制により参入が制限されれば、競争への負の影響は生じ得るが、安全の向上という効果により、規制が正当化されることはあり得る。

第二 競争評価チェックリストの回答に当たっての考え方

1. 競争評価チェックリストの回答に当たっての前提

【要点】

- 一定の需要者又は供給者を対象にして複数の者が事業活動を行っているという通常想定される事業活動は、広く競争評価における競争⁶に該当する。
- 競争評価という事業とは、商品・役務等の何らかの経済的利益の供給に対して、対価等の反対給付を反復継続して受ける経済活動のことである。
- 競争評価における事業者とは、事業を行う者であり、営利団体であるか非営利団体であるか、個人であるか法人であるか、民間事業者であるかそうでないかを問わず幅広く含まれることになる。

(1) 競争について

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条4項によれば、競争とは「二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。

- 一 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること
- 二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること」

である。競争評価という競争もこれと同様の意味である。

その事業活動が収益性を有するか、適法か、健全かといった点等は、その事業活動が競争に該当するかどうかと関係はない。具体的には、例えば下記のような行為であっても、競争評価における競争に該当すると考えられる。

【競争に該当する例】

- 二以上の教育・研究機関が提供する教育・学術サービスの提供
- 二以上の自然物の採取を行う者が行う自然物の生産・販売
- 二以上の者による風俗環境に害を及ぼし得る遊技サービスの提供

このような事業活動をも競争に含むということからも、一定の需要者又は供給者を対象にして複数の者が事業活動を行っているという通常想定される事業活動は、広く競争評価における競争に該当する。

(2) 事業者について

「競争評価に関する考え方」(P3)に記載のとおり、事業者とは事業を行う者を指す。一般的に事業とは商品・役務等の何らかの経済的利益の供給に対して、対価等の反対給付を反復継続して受ける経済活動を指し、大半の経済活動が事業に該当する。また、事業を行う主体の法的性格は問うものではなく、営利団体であるか非営利団体であるかどうかや、個人であるか法人であるかどうか、民間事業者であるかどうかを問わず、事業を行う者は、全て事業者に該当する。

また、事業者には、現に事業を行っている者のみならず新規参入者（新規参入を検討している事業者や新規参入し得る潜在的事業者）も含まれるほか、直接規制を受ける事業者のみならず、間接的に規制を受ける事業者等、規制の新設又は改廃によって影響を受ける事業者が広く含まれる。

【事業者に該当する例】

- 工業製品の製造・販売を行っている者
- 教育・学術サービスを提供し、その対価として授業料等の給付を反復継続して受ける学校、学習塾、カルチャースクール等の教育機関
- 農作物や海産物を生産・販売し、その対価を反復継続して受ける第一次産業従事者
- 風俗環境を営し得るような、遊技サービスの提供や酒類を提供する飲食店を営み、その対価を反復継続して受ける者
- 資格を要するサービスを提供し、その対価を反復継続して受ける個人（公認会計士、行政書士、弁護士、医師等）

※ 資格を要するサービスについては、資格を有する個人が事業として提供するほか、資格を有する個人が特定の事業者に従業員として雇用され、当該事業者が事業として提供する場合がある。この場合、資格を有する個人も当該事業者を離れて事業を行い得る場合、個人が潜在的な事業者であることは否定されない。

【事業者に該当しない例】

- 総体として観念されている「国民」（例えば、税や社会保障等に係る届出義務を課される個人）
- 行政機関
- ※ 行政機関が事業活動を行っている場合、当該活動は事業に該当し、行政機関も事業者となる。
- 個人として事業活動を行っていない従業員

⁶ 競争評価においては競争が行われている市場を特定することが望ましい。その考え方については後記（第四 より効果的な評価を行うための視点（P21））。

2. 競争評価チェックリストの回答を行う段階や手順について

【要点】

- 競争評価も規制の政策評価と同様に、規制検討段階及びコンサルテーション段階等で活用されることが望ましい。
- チェックリストは、規制により競争に負の影響を及ぼす可能性のある事項を質問項目にしたものであり、政策立案を担当する職員によって判断の差が出ないよう、可能な限り形式的に判断できるようにしている。
- ある質問項目の回答内容が他の質問項目の回答内容と重複する場合もある。その際は、いずれか一方を「はい」と回答するのではなく、いずれにも「はい」と回答することになる。
- チェックリストの各質問に対して「はい」又は「いいえ」と回答し、いずれの場合も回答の理由（具体的な影響内容や説明を含む。）を記載する。いずれかの質問に対して「はい」と回答している場合は競争に負の影響を及ぼす可能性があると整理され、全ての質問に対して「いいえ」と回答している場合は基本的には競争に負の影響を及ぼさないと整理される（ただし、全ての質問に対して「いいえ」と回答している場合であっても、付加的な要素を勘案すると競争に負の影響を及ぼす可能性が生じる場合もある）。
- チェックリストの各質問に対する全ての回答を踏まえて、「結論」に、規制が具体的に競争にどのような影響を及ぼす可能性があるのかを記載する。この「結論」の記載が競争評価の結果となる。そして、競争に負の影響を及ぼす可能性がある場合は、これを規制の事前評価書の「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」欄に記載する。
- チェックリストの質問項目は、あらゆる規制に適用する一般的なものであるため、規制に関係する個別事情を全てチェックできるものではない。チェックリストの質問項目以外に、規制に関係する個別事情が競争に影響を及ぼす可能性がある場合は、付加的な要素として「結論」欄に記載することが可能である。

(1) 競争評価を行う段階について

競争評価は、規制の政策評価の一部であることから、競争評価を行う段階は規制の政策評価に従う。「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」(P3)によれば、「政策立案プロセスの各段階において活用されることが望ましい。」ことから、競争評価についても、規制のライフサイクルにおける評価の要素として活用されることが望ましい。

「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」(P4)においては、規制検討段階、コンサルテーション段階、規制決定段階に分けて、各段階の留意事項が示されているが、競争評価については、例えば、以下のような活用方法がある。

チェックリストの記入については、まず規制検討段階において政策立案の担当者が「はい」、「いいえ」の回答案を作成する（規制検討段階では「はい」、「いいえ」の

どちらとも回答できない項目がある場合、不明点を明確にしておくことも重要である。その後、コンサルテーション段階で利害関係者や有識者から関連情報を収集した上で、適宜チェックリストの回答案を追記・修正し、規制検討段階で不明点があった場合はその点も回答する。その後の規制決定段階において、規制検討段階やコンサルテーション段階から内容が大きく変わった場合は、競争評価を再度行うことは有効であり推奨される。

(2) 競争評価の手順について

● 競争評価チェックリストの「はい」、「いいえ」について

これまでの試行的実施の状況を踏まえ、競争評価は政策立案を担当する職員によって、その判断に差が生まれやすいため、チェックリストの質問項目は、規制の内容に基づき外形的に判断し、回答できるようにしている。

政策立案を担当する職員は、チェックリストの個々の質問項目に回答する際に、規制の事実関係等に基づき、「はい」又は「いいえ」と回答しその理由を記載するが、この理由の記載では、「はい」又は「いいえ」と回答した理由についてのみ記載する。例えば、個々の質問項目において「はい」と回答し、その理由の記載では「しかし競争全体には負の影響を及ぼさない」や、「競争への負の影響は限定的である」等「はい」と回答している理由とは異なる記載をしてはならない。個々の質問項目に対する回答は競争評価の一要素であるため、事実関係等に基づき、「はい」又は「いいえ」のどちらかを回答した理由についてのみ回答しなければならない。

また、ある質問項目の内容が他の質問項目の内容と重複する場合もある。その際は、いずれか一方のみに「はい」と回答するのではなく、いずれにも「はい」と回答する。例えば、ある許認可等を設定する規制について、地理的制限を行うことが許認可等の条件となっている場合、この規制についてはチェックリストの「(1) 事業者の数の制限」の「問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか」及び「問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか」のどちらの質問項目に対しても「はい」と回答する。

● 「結論」（競争に影響を及ぼす可能性があるか整理されるか否か）について

チェックリストの「結論」欄の記載方法としては、チェックリストのいずれかの質問に「はい」と回答している場合には、基本的には競争に負の影響を及ぼす可能性があるものとして整理されるため、該当する質問項目についての具体的な影響の内容を記載することが競争評価の「結論」となる。そして、この「結論」を規制の事前評価書の「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」欄（規制の事前評価書【様式

⁷ 代書案については、競争評価チェックリストの質問に回答した結果、競争に負の影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、最終的な評価結果を「6 代書案との比較」の欄に「副次的な影響及び波及的な影響」として記載する。

1) 参照)に記載することをもって競争評価の作業が完了する。
ただし、チェックリストの質問に「はい」と回答している場合でも、下記のような付加的な要素として規制に関係する個別事情を考慮すると、競争に負の影響を及ぼさない場合もある。この場合は、チェックリストの質問に「はい」と回答していても、競争に負の影響を及ぼさないものと整理されるため、この整理が競争評価の「結論」となる。

各質問に全て「いいえ」と回答している場合、基本的には競争に負の影響を及ぼさないものとして整理されるため、その旨及び各質問への回答を踏まえた理由を記載することが競争評価の「結論」となる。

ただし、全ての質問に対して「いいえ」と回答している場合であっても、下記のような付加的な要素として規制に関係する個別事情を考慮すると、競争に負の影響を及ぼす場合もある。この場合は、チェックリストの全ての質問に「いいえ」と回答していても、競争に負の影響を及ぼす可能性があるものとして整理されるため、この整理が競争評価の「結論」となる。そして、この「結論」を規制の事前評価書の「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」欄に記載することをもって競争評価の作業が完了する。

なお、「結論」欄の記載については、チェックリストの個々の質問項目の回答内容、及びそれらの回答の事実関係等と異なることがないように記載しなければならない。競争に負の影響を及ぼさないという「結論」の場合であっても、競争評価の結果を規制の事前評価書に記入することは妨げられない。特にチェックリストの質問に「はい」の回答があり、付加的な要素として規制に関係する個別事情を考慮し、競争に負の影響を及ぼさないと「結論」で整理される場合については、「結論」についての説明責任を果たす観点から競争評価の結果を規制の事前評価書に記入することが望ましい。

●付加的な要素について

チェックリストの質問項目は、あらゆる規制に適用する一般的なものであるため、市場の構造や現在の競争状況等の規制に関係する個別事情が全て網羅されてはいないことから、チェックリストの質問項目以外に、規制が競争に影響を及ぼす可能性のある個別事情がある場合は、そうした個別事情を付加的な要素として「結論」欄に記載する。

付加的な要素には、チェックリストの個々の質問項目において「はい」と回答したもの、規制に関係する個別事情を考慮すると、「はい」と回答した理由とは異なる事情が存在するために、結果的に競争に負の影響を及ぼさない場合や、全ての質問に対して「いいえ」と回答したものの、規制に関係する個別事情を考慮すると、「いいえ」と回答した理由とは異なる事情が存在するために、結果的に競争に負の影響を及ぼす可能性がある場合が含まれる（ただし、競争評価における検討である以上、この規制に関係する個別事情は競争に関係するものに限られる。）。

競争に影響を及ぼす可能性のある個別事情としては、例えば、上限価格規制を設ける場合、チェックリストの「(2)事業者の競争手段の制限」の「問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか」に「はい」と回答することになるが、「市場が寡占状態であり、価格が上限価格よりも非常に高い水準でとまっているため、上限価格規制によって、市場がより競争促進的になると考えられる」という事情が存在する場合には、「結論」欄にそのように記載することも可能である。

また、例えば、需要者（消費者）が現在選択している商品・役務を乗り換える際に金銭的な負担を課すような、スイッチングコストを上昇させる規制を設ける場合、チェックリストには該当項目が存在しないが、スイッチングコストの上昇によって、事業者の競争意欲が減退する等の事情が存在する場合は、規制に関係する個別事情に該当する。このような場合、全ての質問に対する回答が「いいえ」であっても、競争に負の影響を及ぼす可能性があるため、「結論」欄にこの旨を記載すると同時に、規制の事前評価書の「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」欄への記載も必要となる。

一方、例えば、製品の規格統一を行う規制を設ける場合、チェックリストの「(2)事業者の競争手段の制限」の「問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか」に「はい」と回答することになるが、「規格を統一することによって、製品の安全性を確保する」ことは、競争に関係する付加的な要素には該当しないため「結論」欄に記載しない。

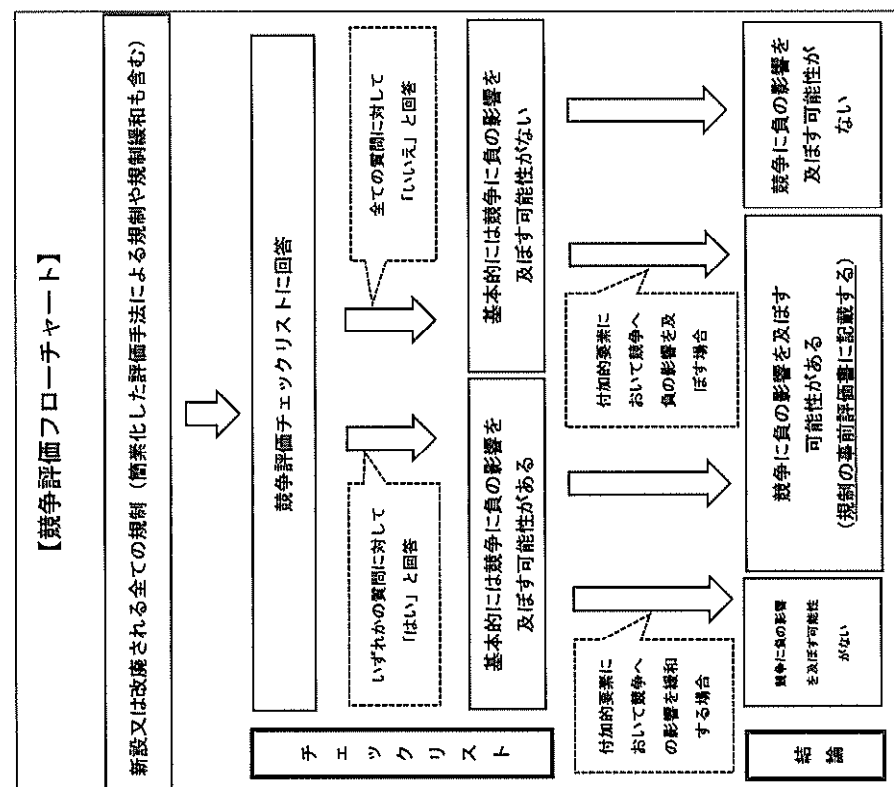
●その他

競争に負の影響を及ぼす可能性があるとの結論となった場合は、事後評価を実施する際の指標を設定し、規制の事前評価書の「8 事後評価の実施時期等」の欄（規制の事前評価書【様式1】参照）に記載する。指標については後記第三を参照されたい。

作成したチェックリストは、規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し、総務省は、試行的実施と同様に本格的実施においても、受領したチェックリストを公正取引委員会へ送付する。公正取引委員会は、送付を受けたチェックリストについて、引き続き、総務省と連携しつつ、必要に応じて、競争評価の更なる改善や競争制限的な規制の分析等の観点から活用する。

なお、競争評価の結果を導出するプロセスとなるチェックリストについては、各行政機関において公表することは求められていないものの、規制の政策評価の「国民への説明責任を果たすことに資する」という目的に照らすと、自主的に公表することが推奨される。

* 規制の政策評価の実施に関するガイドライン（P1）参照。



3. 競争評価チェックリストの考え方及び「はい」「いいえ」と回答する基準の例

競争の観点から、どのような基準でチェックリストに回答するか判断が難しいこともあると考えられる。そのため、チェックリストの個々の質問項目に対して回答の際の参考となる事例を以下に示すこととする。

(1) 事業者の数の制限

事業者の参入・退出は、本来、市場における競争を通じて決められるべきものであり、事業者の数を制限するような規制は、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすものである。規制が事業者の数に影響を与えると考えられる場合、以下の問1から問3のいずれか又は複数の質問に該当し得ると考えられる。「はい」の具体的な理由として、規制がどのような影響を及ぼして、事業者の数を制限することになるのかを記載することが望ましい。

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

本質問では、事業活動の要件として許認可等を設定することで、市場における事業者の数を制限する場合に「はい」と回答する。このため、許認可等を設定する場合であっても、市場における事業者数を制限しないことが明らかな場合は「いいえ」と回答する。

【(1) 問1に「はい」となる例】

- 事業を行うに当たっての許認可要件を改正する規制（例えば、商品の安全性や信頼性を高めるために、事業者の技術等を一定水準以上に保つよう事業開始の許認可基準を強化する、事業者の財務能力を担保するため資本要件を強化する等）。

※ 許認可等の設定は、許認可等の根拠規定を新設する場合のみならず、許認可等の基準を改正するなど、許認可等を実質的に設定すると考えられる場合も含まれる。

※ ある名称を用いて事業を行う又は商品・役務を提供することを一定数の事業者のみに認める規制。

- 当該名称を用いずとも同種の事業が行える場合又は商品を提供することができ、る場合は該当しない。なお、本質問のほか（2）問3に該当する可能性がある。
- 一定数の事業者のみに公共調達制度への参加を認める規制。

【(1) 問1に「いいえ」となる例】

- 事業者ではない個人や団体に対し、その所有する物の使用や変更に当たって、許可の取得を義務付ける規制。
- 事業の開始に当たって届出を義務付けるが、代表者の氏名や事業所の所在地等を記載した書類を提出することで足り、実質的な負担を求めない規制。
- 既に設定されている規制を緩和する場合。

問 2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

本質問では、事業者が活動する地理的範囲を制限することで、市場における事業者の数を制限する場合に「はい」と回答する。このため、地理的範囲を制限する場合であっても、市場における事業者数を制限しないことが明らかな場合は「いいえ」と回答する。

【(1) 問 2 に「はい」となる例】

- 本来自由に取引できる地理的範囲の中で、特定の地域への商品・役務の供給を制限する規制（商品・役務の供給地域を分割する規制、事業者が活動可能な地区を定められ以外での活動を制限する規制、特定の地域をまたがる商品の移動を制限する規制等）。
- 特定の地域において既存の店舗から一定の距離をおかなければ事業活動を行うことができないとする規制。

【(1) 問 2 に「いいえ」となる例】

- 商品の製造地域や産地の表示を義務付ける規制。
- ※ 表示に関する制限が行われるが、商品の提供地域や事業活動が可能な地域自体が制限されるものではない。なお、(2) 問 3 に該当する可能性がある。
- 広告の具体的な設置場所を制限する規制。
- 事業の開始に当たって、都道府県知事の許可の取得を義務付ける規制。
- ※ ただし、規制の対象となる事業者が供給する商品・役務について、都道府県の範囲を超えて取引することが通常である場合、事業者が活動する地理的範囲を制限するときは「はい」となる。都道府県の範囲を超えて取引されないものである場合は、当該質問については「いいえ」となるものの、(2) 問 3 に該当する可能性がある。
- 既に設定されている規制を緩和する場合。

問 3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

【(1) 問 3 に「はい」となる例】

- 既存の設備には義務を課さないが、新規に設置する設備には義務を課す規制（既存の生産工場には新しい規制を免除し、新設される生産工場には、新しい規制の要件を満たすことを求める規制等）。
- 商品の安全性や信頼性を高めるために、事業開始の許認可基準を厳格化し必要な投資額を増加させたり、特殊な資格を保有する従業員の配置を求めたりすることで、事業活動に最低限必要とされる資本や人員配置要件を引き上げる規制。
- ※ 新規参入者が資本や労働力を容易に集めることができるなど、新規参入者にと

って基準・要件を満たすことが容易であり、既存事業者がコスト面で優位とならない場合は、該当しないと考えられる。

- 特殊な用途のみに用いられ、売却が不可能だったり他の用途に転用できない機器や設備を導入することを求める規制。

※ 通常、サンクコスト（埋没費用）と呼ばれるものであり、新規参入に際して新たに発生し、退出時に回収不可能なコストである。サンクコストは、事業を行うために必要な機器や設備であるため、既存事業者も新規参入者も負担をしなければならぬものである。既存事業者が負担したサンクコストよりも新規参入者に負担させるサンクコストを引き上げるような規制の新設又は改廃は参入障壁となる。また、既存事業者はサンクコストを負担する必要があるが、新規参入者のみにサンクコストを負担させる規制も、参入障壁となる。

【(1) 問 3 に「いいえ」となる例】

- 一定の機器や設備の導入を求める規制であるものの、当該機器や設備が容易に売却できたり、他の用途に転用できる場合（コストではあるが、サンクコストではない。）。
- 新たに必要となるコストが小さく、既存事業者と新規参入者の間にコスト面での非対称性が生じない場合。
- (2) 事業者の競争手段の制限
事業者が、どのような商品・役務をどの価格水準で販売するのか、どのような販売方法・宣伝方法を選択するのか等の事業者の競争手段を制限するような規制は、事業者の自由な行動を制限することによって、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすものである。そのため、規制が事業者の競争手段に制限を与えると考えられる場合、以下の問 1 から問 3 のいずれか又は複数の質問に該当し得ると考えられる。「はい」の具体的な理由として、規制が事業者のどのような競争手段を制限するかなどを記載することが望ましい。

問 1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

【(2) 問 1 に「はい」となる例】

- 上限価格を設ける規制、下限価格を設ける規制、価格帯規制を設ける規制（上限及び下限価格規制）。
- 価格の許認可等を設ける規制。
- 生産割当て等事業者の供給量を制限するような規制。

【(2) 問 1 に「いいえ」となる例】

- 既に設定されている規制を緩和する場合。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

【(2) 問2に「はい」となる例】

- 商品の性能基準を設けることで性能を制限する規制。
- 商品の最低品質を確保するために、商品の製造方法を一定の方法に制限する規制。
- ※ ある事業者にとって、製造方法が重要な競争手段である場合（例えば、コスト上の優位性を確保するなど）、規制が商品の最低品質を確保するものであっても、その規制が競争手段の制限になる可能性がある。
- 価格変動の大きい高リスクの商品の販売を禁止する規制。
- 特定の化学物質等の原材料を含有した商品の製造・販売を禁止する規制。

【(2) 問2に「いいえ」となる例】

- 事業者に対して、商品・役務の供給に直接関連しない、特定の職種の従業員の配置を義務付ける規制。
- ※ ただし、例えば土業の場合など、従業員の配置が、事業者の商品・役務の供給に影響を与えるものは「はい」に該当する。また、配置を義務付けられる従業員が、特定の資格や技能を持つ従業員の場合、(2) 問3に該当する可能性がある。
- 既に設定されている規制を緩和する場合。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

【(2) 問3に「はい」となる例】

- 対面販売以外の販売方法を禁止する規制（購入時に使用方法の説明を対面で行うことを義務付けインターネット上での販売等を制限する規制等）。
- 広告の相手先の制限、広告の開始時期の制限、広告内容の制限、一定の広告を行う義務付けをする規制。

【(2) 問3に「いいえ」となる例】

- 既に設定されている規制を緩和する場合。

(3) 事業者の競争回避的行動の排除

事業者の中には、市場における競争を回避しようと談合やカルテル等の競争回避的な行動をとる事業者もいる。このような競争回避的な行動を取るために、事業者が提供する商品・役務の価格や生産数量・販売数量の具体的な計画や見通しに係る情報等が必

要となる。

ある事業者が他の事業者の生産量や売価価格等の重要な情報を入手することができれば、その事業者は他の事業者の事業活動を容易に予測することができ、談合やカルテル等の競争を回避する行動をとるインセンティブが生じる。

談合やカルテル等の大きな弊害の1つは、需要者（消費者）が商品・役務を得るために支払う金額が、競争が行われている水準と比較して高くなってしまっていることにある。その需要者が失った利益を談合やカルテル等を行う一部の事業者が不当に得ていることになる。

したがって、現在事業者間で共有されていない情報について、共有・公開を求める仕組みを導入する規制は、事業者間での情報交換・行動の予測を容易にすることで、談合やカルテル等の競争回避的行動を誘発し、その結果、市場の競争に直接的な影響を及ぼす可能性がある。そのため、このような規制を新設又は改廃する場合は、「はい」と回答する。「はい」の具体的な理由として、どのような情報の交換を促すのか、どの事業者間の情報の交換を促すのかなどを記載することが望ましい。

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

【(3) 問に「はい」となる例】

- 事業者に対して一般的には公開されない価格、数量等の公開を義務付ける規制。
- 事業者団体（業界団体）に、事業者が提供する商品の価格、数量等の情報を収集させ、当該情報を管理させる規制。
- 事業者間で連携又は共同して計画を作成したり事業を実施するなど、価格、数量等の情報の交換が促進され得る仕組みを設ける制度。

【(3) 問に「いいえ」となる例】

- 事業者に対して、商品・役務の取扱い上の注意を公開することを義務付ける規制。
- 事業者が一般的に公開している情報を、規制所管府省が公表するため、事業者から報告を徴収する規制。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

競争による利益を享受するには、供給者（事業者）側だけに着目するのではなく、需要者（消費者）側も考慮する必要がある。規制によって、需要者が利用できる情報や選択肢が制限される場合、供給者である事業者は、自らが提供する商品・役務が選択・消費される可能性が小さくなることから、新たな商品開発への投資や、現在提供している商品・役務を改善する意欲を失う可能性がある。このようにして、規制が直接的な影響

を及ぼす対象が供給者（事業者）であっても、その影響を通じて間接的に需要者（消費者）にも影響を及ぼす可能性がある。

したがって、このような規制を新設又は改廃する場合、競争に負の影響を及ぼす可能性があることから、質問に対して「はい」と回答する。「はい」の具体的な理由として、需要者（消費者）によって制限されることになる具体的な情報や選択肢を記載することが望ましい。

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

【(4) 問に「はい」となる例】

- 需要者（消費者）の正しい選択に資する広告の媒体、回数、場所、内容等を制限する規制。
- ある商品について一般消費者に対する広告を禁止する規制。
- 事業者が需要者に提示できる商品の数や選択肢等を制限する規制。

【(4) 問に「いいえ」となる例】

- 事業者に対し、需要者に商品・役務を供給する際の説明義務を課す規制。

結論

【各質問の回答では競争に及ぼす影響を適切に把握できない例】

- 新規参入者を確保し、競争をより活発にするために、限られた設備を保有する事業者に対して当該設備への新規参入者のアクセスを確保する規制。
- ※ 依規制事業者の事業活動を制限する点で、競争に負の影響を及ぼす可能性があるが、新規参入者を確保することに資するため、結果的に競争を促進すると考えられる。
- 大きなシェアを有する事業者が存在する市場において料金水準を制限する規制。
- ※ 市場において大きなシェアを有する事業者の価格設定の自由を制限する点では、競争に負の影響を及ぼす可能性があるが、規制を設けなければ、大きなシェアを有する事業者が自由に価格をつり上げることが予想されることから、その競争回帰的な行動を防止し、結果的に競争を維持・促進することができる。

【競争に負の影響を及ぼす可能性があるものの、その影響を緩和する要素がある例】

- 規制により参入に際して一定の設備が必要となりコストが増加するが、当該設備の導入コストのほとんどは事業者が平等に補助金で手当てされる規制。
- ※ 補助金を申請した事業者によって実質的にコスト増加とならないため、規制が参入障壁とならず、競争に影響がないと考えられる。

【競争を促進する影響がある例】

- 規制を緩和し、一律に事業者全てのコストを減少させると考えられる場合。
- 虚偽若しくは誇大な広告・営業を排除し、又は需要者（消費者）にとって最低限必要な広告されるべき事項を定める規制。
- ※ 需要者にとって利用可能な情報を減少させるといふ点においては、競争に負の影響を及ぼす可能性があるが、需要者の正しい選択を容易にする結果、需要者の利益を確保すると同時に、供給者（事業者）の競争意欲を維持・増加させると考えられる。

第三 事後評価の実施に当たった考え方

【要点】

- 競争評価においても、規制の事前評価と同様に事後評価を行う必要がある。具体的には、チェックリストの各質問項目に「はい」と回答している場合は、指標を設定し、規制の事前評価書に記載する。指標を設定するのは、規制の事前評価と同じ段階で行う。
- 簡素化した事前評価においても、チェックリストの各質問項目に「はい」と回答している場合は、指標を設定し、規制の事前評価書（簡素化）に記載する。
- 事後評価のためのベースラインを設定し、そのベースラインからの指標の変化（規制の新設又は改廃前と規制の新設又は改廃後の変化）をもつて、競争評価の事後評価を行う。

競争評価の事後評価については、「規制の事前評価において、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果になった場合には、公正取引委員会が別に定めるところにより、競争への影響を把握する指標を設定しておくことが必要である。」（規制の政策評価の実施に関するガイドラインP8）と記載されているとおり、競争評価も事後評価を行う必要がある。

具体的には、チェックリストの各質問項目において、「はい」と回答している場合、基本的には競争に負の影響を及ぼす可能性があるため、規制の事前評価書の「8 事後評価の実施時期等」の欄（規制の事前評価書【様式1】参照）に指標を記載する。また、簡素化した事前評価においても、チェックリストの各質問項目において、「はい」と回答している場合、基本的には競争に負の影響を及ぼす可能性があるため、規制の事前評価書（簡素化）の「6 事後評価の実施時期等」の欄（規制の事前評価書【様式2】参照）に指標を記載する。また、この指標を設定するのは、規制の事前評価と同じ段階で行う。

なお、チェックリストの質問に「はい」と回答している場合であっても、付加的な要素として規制に関係する個別事情を考慮すると、競争に負の影響を及ぼさない場合がある。この場合は、チェックリストの質問に「はい」と回答しているも、競争に負の影響を及ぼさないものと整理されることから、指標を記載しなくてもよい。全ての質問に対して「はい」と回答している場合であっても、付加的な要素として規制に関係する個別事情を考

慮すると、競争に負の影響を及ぼす場合もある。この場合は、チェックリストの全ての質問に「いいえ」と回答していても、競争に負の影響を及ぼす可能性がある」と整理されるところから、指標を記載する。

競争評価の事後評価の実施に当たっては、規制の事前評価において、事後評価のためのベースラインを設定することが必要となるが、そのベースラインからの指標の変化をもつて、競争評価の事後評価を行う。指標の変化については、規制の新設又は改廃前と新設又は改廃後をそれぞれ定量的に比較することも考えられるが、その間の指標の推移も調査することにより効果的な事後評価を行うことができる。

事前評価において、定量的な記載にとどまる場合、事後評価においても定量的な記載にとどまらざるを得ず、効果的な事後評価が困難となる。したがって、事後評価を効果的に行うためには、事前評価の段階で何らかの定量的な指標を設定する必要がある。以下に示すのは事後評価の指標の例である。

1. 事後評価における定量的な指標の例

- 事業者数（新規参入者数を含む）
- 市場規模
- 開業率
- 市場シェア
- 市場集中度（もしくはHHI（ハーフィンダール・ハーシュマン指数）⁹）
- 商品・役務の価格、数量、種類
- 需要者（消費者）の選択肢の数

定量的な指標として何を設定できるかについては、市場の構造や現在の競争状況等の規制に關係する個別事情によるところが大きく、上記の例が全ての規制に当てはまるわけではないが、上記の指標については、多くの規制について、簡易的に市場の競争状況を捉えられるものであり、指標として活用しやすい。例えば、事業者数に影響を与える可能性のある規制については、事業者数や市場シェアを、商品・役務の価格に影響を与える可能性のある規制については、商品・役務の価格や数量を、新規参入に影響を与える可能性のある規制については事業者数や開業率を指標とすることが考えられる。

また、競争評価の事後評価を行うに当たっては、必要に応じて、いくつかの指標を組み合わせて分析することも考えられる。例えば、シェアの推移だけでなく、併せて事業者数の推移も考慮することで、より効果的な事後評価を行うことができる。

⁹ 市場シェアにおいて、一部の事業者がシェアが集中しているかを知ることで競争状況や市場構造の集中度を把握できる。HHIは、市場における個々の事業者の市場シェア（%）を二乗した値を計算し、これを当該市場に係る全事業者について合計し算出する（市場における各事業者の市場シェアの二乗の総和）。算出したHHIについての考え方として、例えば公正取引委員会の企業結合審査においては、[1] 企業結合後のHHIが1,500以下である場合、[2] 企業結合後のHHIが1,500超2,500以下であったり、かつ、HHIの増分が250以下である場合、[3] 企業結合後のHHIが2,500を超え、かつ、HHIの増分が150以下である場合については、通常、競争を実質的に制限することとはならないとしており、市場集中度がどの程度以下であれば競争に影響がないかの判断の参考になることができる。

しかし、個別の規制において事後評価の指標を設定するに当たっては、チェックリストにおいて、「はい」と回答している質問項目や付加的な要素として記載している項目に関連する指標を重点的に設定することが望ましい。

また、規制によって競争に負の影響を及ぼす可能性があるものの、具体的にその影響を受ける要素を特定できない場合、事前評価の規制検討段階やコンサルテーション段階において、需要者（消費者）アンケート、供給者（事業者）アンケート等を実施し、規制によって影響を受ける要素を把握することも考えられる。これらのアンケートにより、需要者が商品・役務の選択肢の理由として価格を重視していることや、規制が供給者の数に影響を及ぼす可能性があることが判明すれば、これらに関する指標を事後評価の指標とすることが考えられる¹⁰。

2. 事後評価における考え方の例

以下、公正取引委員会が過去に発表した実態調査報告書を材料に、指標を活用した規制の競争に及ぼす影響の把握・分析の考え方について例示する（もちろん、下記のとおりに分析しなければならないわけではない。）¹¹。

○市場シェアを使った例

例：「電力市場における競争の在り方について」P6、P24（平成24年9月公正取引委員会）
¹² 「平成22年度における自由化分野の新電力のシェアは、販売電力量でみて約3.5%であった。地域によるバラつきはあるが、シェアの大きいところでも、東京電力管内の約6%、関西電力管内の約5%であり、自由化後10年以上を経た現在においても、新電力のシェアは依然として小さい。」「...電力市場の現状に照らすと、小売分野において参入が自由化されたにもかかわらず、有効な競争が行われていないと認められる。」

新電力のシェア推移（平成17年度～平成23年度）（単位：%）

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
シェア	1.96	2.35	2.57	2.54	2.82	3.47	3.56

出所：総需要電力量速報（資源エネルギー庁）

例：「ブロードバンドサービス等の競争実態に関する調査報告書」P14（平成16年4月公正取引委員会事務局）

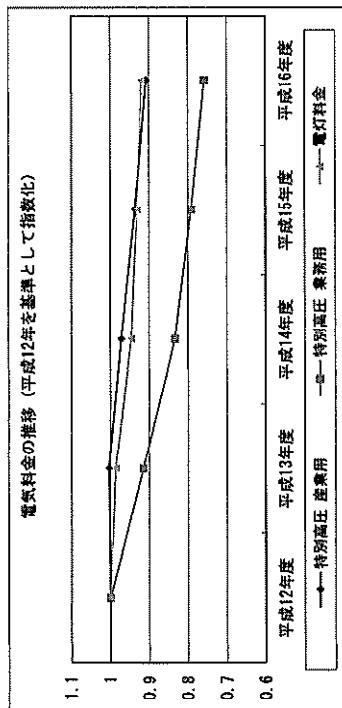
→「ADSL事業者ごとのシェアを示す正確な統計は見当たらないものの、各種の公表資料のフラグメントとなるデータの収集については、各事業所管官庁における統計に加え、事業所管官庁以外の統計やデータも活用できる。

¹¹ 公取委において行っている、競争への影響に関するより詳細な経済分析については、例えば「平成28年度における主要な企業結合事例について」を参照。

¹² <http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h24/sep/120921.html>

タにより主な事業者の加入者数ベースのシェア等をみると、…ADSL分野における寡占化の傾向がうかがわれる。」

○価格を使った例 ※ある時点を基準として指数化
例：「電力市場における競争状況と今後の課題について」P11（平成 18 年 6 月公正取引委員会）¹²
「自由化以降の電気料金について規制分野のうちの電灯料金、自由化分野のうちの特別高圧業務用及び特別高圧産業用を年度ごととみると、一貫して低下傾向にあることが分かる。特に、各一般電気事業者の供給区域においてわずかながらも競争が行われている特別高圧業務用での料金低下傾向が他の分野と比較して大きい。このことから、PPSとの直接の競争が行われている分野での料金低下は、競争があまり生じていない分野に比して大きく、競争が料金低下の一つの要因となっていると考えられる。」



（出所：経済産業省電力需要調査、資源エネルギー庁HP）

○需要者（消費者）アンケートや供給者（事業者）アンケート、事業者ヒアリングを使った例
（1）需要者へのアンケート
需要者アンケートでユーザーの意図を把握することにより、商品・役務の選択理由から、当該商品・役務についてどのような競争が行われているか推測することが可能である。
（例）
「ブロードバンドサービス等の競争実態に関する調査報告書」P19（平成 16 年 4 月公正取引委員会事務局）
→「ユーザーアンケートでユーザーの意図をみると、…現在利用しているADSL事業者を選択した理由として、他のADSL事業者よりも月額利用料金が安いことを挙げる利用

¹² <http://www.jftc.go.jp/toudou/pressrelease/cyosa-senota/h18/06060703.html>

者が3.3、6%を占め、それが群を抜いて多いことから、料金の高低がユーザーによる事業者選択の重要な要素となっている様子がうかがわれる。このような消費者による事業者選択の意向が上記のような事業者間の料金競争に大きな影響を与えているものと考えられる。」

（2）供給者へのヒアリング・アンケート

事業者数の正確な統計がない場合も、例えば、事業者数については、事業者からのヒアリングにより大凡の推計をすることができる。また、参入事業者数などについては、事業者アンケート調査で参入時期を問うことにより把握することもできる。

（例1）

「ブロードバンドサービス等の競争実態に関する調査報告書」P13（平成 16 年 4 月公正取引委員会事務局）

→「我が国におけるADSL事業者数についての正確なデータは見当たらないが、事業者からヒアリングしたところによると、平成15年末現在、約50社といわれている。」

（例2）

「ブロードバンドサービス等の競争実態に関する調査報告書」P13（平成 16 年 4 月公正取引委員会事務局）

→「ADSL事業者の参入時期を事業者アンケートでみると、…平成13年を中心に最も活発に参入が行われているが、最近では参入が見られない状態となっている。」

第四 より効果的な評価を行うための視点

【要点】

- 定量分析等の専門的な知識がない場合であっても、例えば、①規制によって影響を受ける市場を特定することや、②規制によって影響を受ける市場の特性を把握することによって、競争評価をより効果的に行うことができる。
- ① 規制によって需要者（消費者）の動向がどのように変化するのか、ある商品・役務が規制によって影響を受けるとき、その他の商品・役務はどのように変化するのか等について把握することにより、規制によって影響を受ける市場を特定することができる。
- ② 市場の現在の競争状況を把握すること、市場における重要な競争手段を把握すること及び市場における需要者と供給者（事業者）の関係や特徴を把握することにより、規制によって影響を受ける市場の特性を把握することができる。

上記のとおり、競争評価のチェックリストの質問項目は一般的なものであり、政策立案を担当する職員によって、その判断に大きな差が出ないような形式にしている。また、予

ェックリストの作成に当たっては、経済学等の競争評価に係る専門的な知識は可能な限り必要ないようにしている¹⁴。

一方、チェックリストの作成に当たって、定量分析等の専門的な知識を使わなくても、様々な点を考慮することで、チェックリストの回答の質をより向上させ、効果的な競争評価を行うことができる。

1. 規制によって影響を受ける市場を特定する

規制が競争に影響を及ぼす範囲を適切に把握・分析するためには、規制によって影響を受ける市場を特定することが望ましい。ここでいう市場の特定とは、規制による影響が、どのような商品・役務の供給や消費に影響を及ぼすかを特定することという。市場の特定の範囲を見誤ると、規制によって生じる影響を過大又は過小に評価するおそれがある。

例えば、飲料Aの値下げを行う規制を考えると、この規制の影響としては、飲料Aの需要が増加するという影響が生じる。この場合、規制によって影響を受ける市場は飲料Aになる。

しかし、需要者（消費者）にとっても、飲料Aが唯一の選択肢ではなく（他にも飲料の選択肢がある）、他の飲料でもいい場合、飲料Aの値下げは、これまで飲料Aを選択することが多かった需要者の飲料Aの値下げによる需要の増加に加え、これまでその他の飲料を選択していた需要者の（飲料Aが値下がりしたことによる）飲料Aの需要の増加も生じる。

この場合、値下げの規制による飲料Aの需要の増加はより大きくなるが、同時にその他の飲料市場の需要の減少を意味する。つまり、飲料Aの値下げの規制の影響を受ける市場を特定する場合、飲料Aの市場だけでなく、その他の飲料の市場の影響も把握する必要がある。このように規制によって影響を受ける市場の特定を行うには、規制によって需要者の動向がどのように変化をするのか、ある商品・役務が規制によって影響を受けるとき、その他の商品・役務はどのように変化をするのか等について把握する必要がある。

また、ある商品Bに人命にかかわる重大な欠陥が発見され、その商品Bの製造を規制する場合を考える。この場合、規制による影響を受ける市場は、商品B市場のみであるように思われる。しかし、商品Bを製造するために原材料が必要となる場合、規制による影響は、商品Bの製造事業者だけでなく、原材料の供給事業者にも及ぶ。さらに、商品Bの販売事業者も存在する場合、規制による影響は販売事業者にも及ぶため、その影響はさらに大きくなる。このとき、規制によって影響を受ける市場は商品Bの製造事業者、原材料の供給事業者、販売事業者が存在する市場と特定される。

つまり、規制によって影響を受ける市場を特定する場合は、その規制の影響を受ける直

¹⁴ 一方で、規制の策の向上、国民への説明責任等の観点からは、競争評価をチェックリスト以上の水準で行うことは推奨されるものである。政策評価の定量分析において重要である費用と便益の分析は、競争評価においても同様であり、便益の1つである消費者余剰や生産者余剰を分析する手法は、定量分析であるものの、競争評価においても活用できる。また、競争に影響を及ぼすような規制を定量的に分析する場合には、需要関数を推計する手法も活用できる。

接の事業者に加えて、川上市場（例えば原材料供給市場）の事業者や川下市場（例えば販売市場）の事業者も含める必要がある場合もある。

2. 規制によって影響を受ける市場の特性を把握する

規制が競争にどのような影響を及ぼすかについては、影響を受ける市場の特性（市場の構造や現在の競争状況等）にも左右され、同じ内容の規制でも競争に及ぼす影響は異なる。このため、市場の特性を把握・分析することは重要となる。

(1) 市場の構造や現在の競争状況を把握すること

市場の構造や現在の競争状況を把握するデータとして取得しやすいものとしては、例えば以下のものが挙げられる。

- ・新規開業率
- ・創業年数
- ・市場シェア
- ・HHI
- ・市場規模
- ・商品・役務の種類・数

市場の競争状況や構造を把握することにより、その市場において、大規模事業者と中小事業者の割合はどの程度か、新規参入がどの程度起きているか、商品・役務の種類や数が豊富であるか、その市場は競争創限的な市場であるか等を把握することができ

る。大規模事業者と中小事業者の割合を把握することは、規制の影響の大きさを推定する参考となる。一般的には、大規模事業者は中小事業者に比較して容易に資本や労働力を集められるため、大規模事業者と中小事業者では負担するコストが同等であったとしても、実質的に大規模事業者と比べ中小事業者に対してより大きいコストを負担させる場合もある。つまり、同じ規制であっても、その生じる影響については同等とまらない可能性がある。

そのため、他の市場に比較して中小事業者の割合が多い市場では、コスト負担を増加させる規制の影響は、そうでない市場に比較して大きい可能性がある。一方で大規模事業者が新規参入者になることが多い市場では、新規参入に係るコストを増大させる規制であっても、大きな負の影響は生じない可能性もある。

また、市場の競争状況について、仮に市場が独占や寡占状態で、外形的には競争創限的な市場でも、参入・退出に係るコストがかからない、もしくはコストが低い場合であれば、常に潜在的な新規参入者が存在し、独占や寡占状態の市場であっても、競争圧力が生じる¹⁵。

¹⁵ コンテンスタブル市場と呼ばれるものである。

市場規模については、将来的に拡大することが予測される市場で参入のコストを増大させる規制を導入しても、大きな利潤が期待されるため潜在的な新規参入者が発生しやすいという点においては、そうでない市場に比べて競争に及ぼす負の影響は大きくない可能性がある。

設備を導入させるなどの何らかのコスト負担を課す場合に、既存事業者には一定の猶予期間の経過後にコストを負担させ、一方で新規参入者には参入時にコストを負担させる規制は、既存事業者と新規参入者に対してコスト負担の期間について異なる扱いをすることになり、新規参入者にとっては参入障壁となる可能性がある。

(2) 市場における重要な競争手段を把握すること

規制によって影響が生じる市場において重要な競争手段を把握することも重要である。例えば、ある市場の商品・役務が同質的（性能や性質等がほとんど同じ）である場合、通常、競争手段は価格になる。このとき、価格を制限する規制を設けることは、競争への負の影響がより大きくなる可能性がある。一方、価格が同じような水準で、品質や性能が重要な競争手段である商品・役務に対して、品質や性能の制限を設ける規制は、競争への負の影響がより大きくなる可能性がある。

また、需要者（消費者）と供給者（事業者）の間の情報の非対称性が大きい市場においては、供給者にとって広告や宣伝が重要な競争手段となるが、このような市場での広告制限や需要者が利用できる情報における制限は、競争への負の影響がより大きくなる可能性がある。

その他、同じ商品・役務であっても、高い価値の商品・役務を提供している事業者と低い価値の商品・役務を提供している事業者が存在する市場において、何らかの理由で商品・役務の種類等を制限し、高い価値の商品・役務の水準を求める規制を設ける場合、低い価値の商品・役務を提供している事業者にとっては事業戦略の変更を伴う大きなコストが生じるため、競争への負の影響が大きい可能性がある。

(3) 市場における需要者と供給者の関係や特徴を把握すること

市場における需要者（消費者）と供給者（事業者）の関係や特徴を把握することも市場の特性を把握するために必要である。例えば、需要者と供給者の価格交渉力について、一般的に、供給者が多い場合は価格交渉力は需要者の方が強く、逆の場合は供給者の方が強くなる。仮に供給者の価格交渉力が弱いときに、供給者間における情報交換を促す仕組みを導入すると、各供給者がカルテルを通じて価格交渉力を増大させるインセンティブを持ちやすくなるため、競争に大きな負の影響を及ぼす可能性がある。

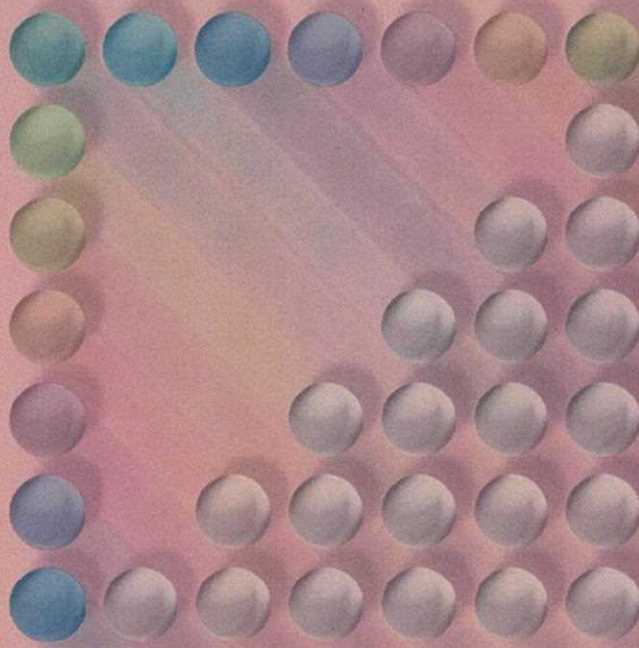
過去に談合やカルテル等の競争回避的な行動が行われたことがある市場において、情報交換を促す仕組みを導入する規制は、より一層、競争回避的な行動を引き起こす可能性があり、競争に大きな負の影響を及ぼす可能性がある。

また、市場へ新規参入が起きにくい（もしくは全く起きていない）市場では、各事業者間で意思疎通が行いやすい状況であり、そのような状況で情報交換を促す仕組みを導入する規制は、より一層、競争回避的な行動を誘発することになり、競争に大きな負の影響を及ぼす可能性がある。

需要の変動が小さい場合（需要が継続的に生じる場合）や、技術革新が少ない場合は、競争者の売上げを奪い、より大きな利益を得るというインセンティブよりも、安定的に継続的に利益を得るというインセンティブが生じやすく、このような状況で情報交換を促す仕組みを導入する規制は、カルテルを形成しやすくなるという点で、競争に大きな負の影響を及ぼす可能性がある。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律ガイドブック

知ってなっとく**独占禁止法**



自由経済社会における 公正かつ自由な競争を守ります。

私たちの生活する自由経済社会では、様々な事業者が自由に商品やサービスを提供し、消費者が欲しいものを自由に選べる仕組みになっています。こうした中で事業者は、市場における公正かつ自由な競争に参加し、商品の品質向上、技術開発、低価格化などによって、自らの商品やサービスを消費者から選んでもらえるよう事業活動を行います。ところが、ある事業者が自らの利益を守る目的で、市場の独占やカルテルなどを行うことにより、市場の競争を制限・阻害することもあるかもしれません。

そこで、公正かつ自由な競争を促進するために制定されたのが「独占禁止法（正式名称：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）」です。私的独占、不当な取引制限（カルテル・談合）、不正な取引方法などを禁止しており、国民経済の民主的で健全な発達、及び消費者の利益を確保することを目的に、公正かつ自由な競争を促進しています。

独占禁止法を運用しているのは、 公正取引委員会です。

公正取引委員会は、独占禁止法を運用するために設置された行政機関です。独占禁止法に違反する行為を未然に防止し、すばやく発見するため、市場や経済の動き、事業者の活動などを常に監視しています。違反行為を発見した場合には、厳しく取り締まるとともに、その違反内容に応じた措置を採っています。

独占禁止法のあゆみ

「独占禁止法」は、昭和22年7月、民主主義社会を支える経済基盤を形成するための措置の一環として、多くの事業者が自由な競争を通じて事業を展開できる体制を整えることを目的に施行されました。また、昭和31年7月には「下請法（正式名称：下請代金支払遅延等防止法）」が施行され、競争促進政策の整備は着々と進められていきました。

独占禁止法は、戦後から高度経済成長期、現在に至るまで、経済や産業構造などの変化に伴って、繰り返し強化・改正が行われてきました。最近では、平成17年4月と平成21年6月に課徴金制度の見直しなど、平成25年12月に審判制度の廃止などの改正が行われています。

昭和22年7月
独占禁止法

昭和31年7月
下請法

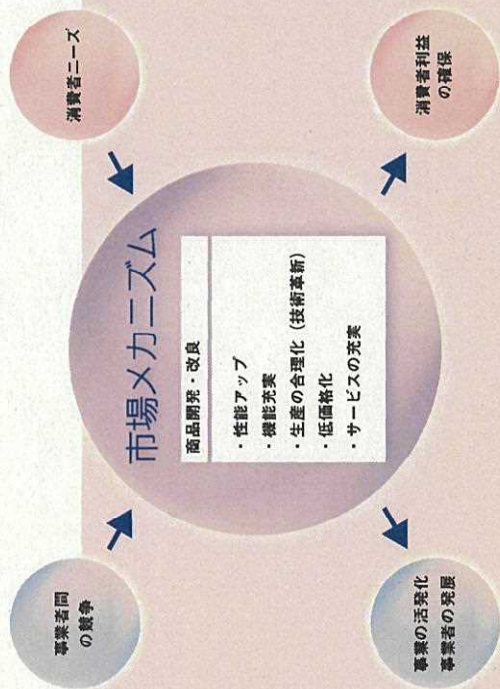
公正かつ自由な競争が、事業者と消費者を守っています。

独占禁止法が促進する“公正かつ自由な競争”は、誰もが自由に参入できる市場において、事業者自らが商品の価格、生産数量などを決め、お互いに競い合うことです。競争が正しく行われていれば、市場メカニズムの働きによって、消費者がどんな商品を探しているかということが、事業者にきちんと伝わりまします。消費者が安く良いものを望んでいると分かれば、事業者は自らの商品が選ばれよう、ニーズに合った商品を提供するよう努力します。このように、公正かつ自由な競争によって、事業者にも消費者にも望ましい市場が維持されているのです。

事業者の立場では…

消費者から選ばれた商品を提供することが、自らの事業活動の発展につながります。

独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることです。事業者は、自らの創意工夫によって、消費者から選ばれた魅力的な商品を提供しようと競争します。ライバルとの競争を勝ち抜いた事業者は、結果的に売上げを伸ばして成長し、日本経済の活性化・発展にも貢献することになります。



消費者の立場では…

事業者間の競争によって、消費者利益が確保されます。

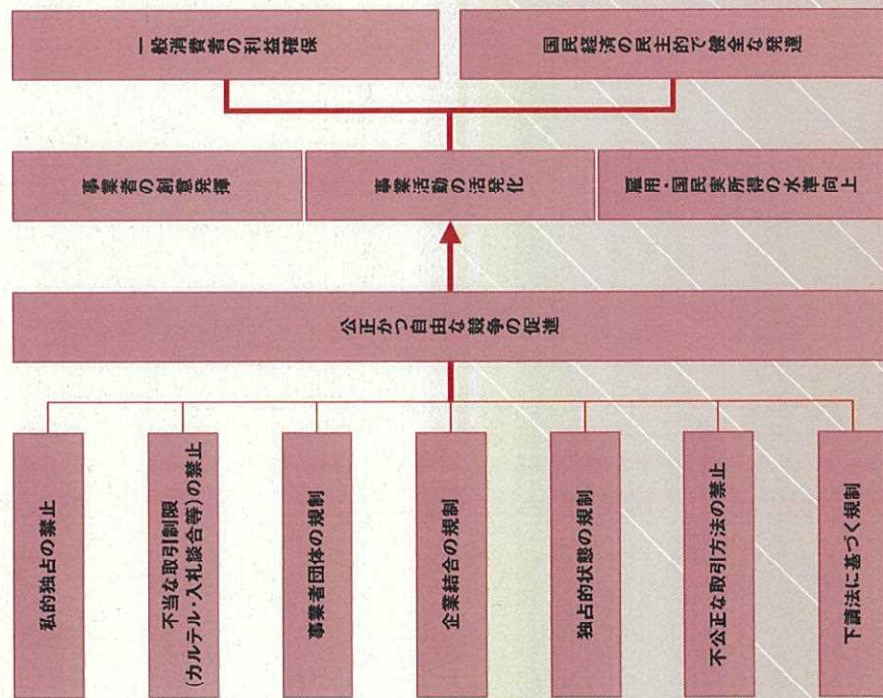
消費者は、誰もがより良い商品やサービスを求めています。その消費者を顧客として獲得するため、事業者はより安く優れた商品を提供することで競争を行います。その結果、市場には豊富な商品が提供され、消費者はそれらの中から、より自分の欲しいものを選ぶようになります。事業者間の競争によって、消費者の利益が確保されているといえます。



独占禁止法は、事業活動の基本的なルールを定めた法律です。

独占禁止法は、自由経済社会において、事業者が事業活動を行うに当たって守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制しています。公正取引委員会は「独占禁止法」とその補完法である「下請法」という2つの法律を執行することで、競争政策を積極的に展開し、市場における競争秩序を維持しています。

● 独占禁止法の概要



独占・寡占

市場を独占しようとする行為を禁止しています。

少数の事業者だけで、ある市場を独占・寡占している状態になると、競争が有効に機能しにくくなります。独占禁止法は、不当な手段によって市場を独占したり、独占の状態を維持しようとする行為に対して、様々な規制を行っています。

私的独占の禁止

事業者が単独又は他の事業者と手を組み、不当な低価格販売、差別価格による販売などの手段を用いて、競争相手を市場から排除したり、新規参入者を妨害して市場を独占しようとする行為は「排他型的私的独占」として禁止されています。また、有力な事業者が、株式の取得、役員・派遣などにより、他の事業者の事業活動に制約を与えて、市場を支配しようとすることも「支配型私的独占」として禁じられています。もちろん良質・廉価な商品を提供する事業者が正当な競争の結果として、市場を独占するようになった場合は、違法とはなりません。



独占的地位に対する措置

寡占状態にある産業において、一部の事業者が特に大規模であるなどの理由で、競争が有効に機能していない場合、独占的地位にあるとして、競争を回復するための措置を命ずることが出来ます。必要に応じて、事業の一部譲渡などの措置を求める場合があります。

〔次の要件全てに当てはまる事業分野は、独占的地位にあると考えられます。〕

- ①年間供給額1,000億円を超える規模の事業分野
- ②上位1社が50%超、又は上位2社が75%超のシェア
- ③他の事業者の新規参入が困難
- ④需要やコストが減っても価格が下がらない
- ⑤利益又は広告費などの支出が過大

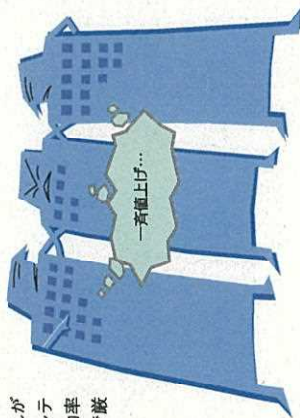
事業者が共同して、競争を制限することを禁止しています。

複数の事業者がお互いの利益を守るため、商品の価格や数量について契約、協定を行い、市場での競争を自主的に制限するケースが多く見られます。独占禁止法は、カルテルや入札談合など、人為的に行われる競争制限行為を全面的に禁止しています。

不当な取引制限の禁止

●カルテルの禁止

事業者又は業界団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為は「カルテル」として禁止されています。紳士協定、口頭の約束など、どんな形で申合せが行われたかにかかわらず、事業者間で何らかの合意があり、結果的にそれぞれが同一の行動をとればカルテルとして禁止されます。カルテルは、商品の価格を不当につり上げると同時に、非効率な事業者を温存し、経済を停滞させるため、世界各国で厳しく規制されています。



●入札談合の禁止

国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、入札に参加する事業者たちが事前に相談して、受注事業者や受注金額などを決めてしまう「入札談合」も不当な取引制限のひとつとして禁止されています。事業者間の競争が正しく行われていれば、より安く発注できた可能性があり、入札談合は税金のムダづかいにもつながります。本来、入札は公正な競争を行うことを目的としているため、入札談合は公共の利益を損なう非常な悪質な行為です。



国際カルテルへの参加禁止

国内の事業者がカルテルなどを内容として、海外の事業者と国際的協定を結ぶことは禁止されています。例えば、国内の事業者と海外の事業者の間でそれぞれの商品をお互いの国に輸出しないという市場に分割カルテルが行われた場合、輸入品が国内市場に入ってこないことになり、競争を実質的に制限することになるため、明らかな違反行為となります。



事業者団体の活動規制

カルテルは、事業者間の協定や申合せに限らず、事業者団体の活動として行われる場合が少なくありません。例えば、事業者団体がその分野における事業者の数を制限して新規参入を認めなかったり、価格の引上げ・数量の制限、取引相手・販売地域の割当てを指示するなど、事業者の自主的な事業活動を不当に制限する行為は禁じられています。



不公正な取引方法

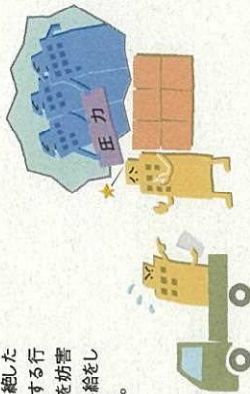
公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止しています。

市場の活性化のためには、事業者が互いに競争相手より良質・廉価な商品を提供しようと公正な競争を行うことが大切です。このため、独占禁止法は、自由な競争を減殺する行為、競争の基盤を侵害するような行為を“不公正な取引方法”として禁止しています。“不公正な取引方法”には法律で定められているものと、公正取引委員会の指定で定められているものがあります。また、公正取引委員会の指定には、全ての業種に適用されるく一般指定と特定の業種（大規模小売業、物流業、新聞業）にのみ適用されるく特殊指定があります。

取引拒絶

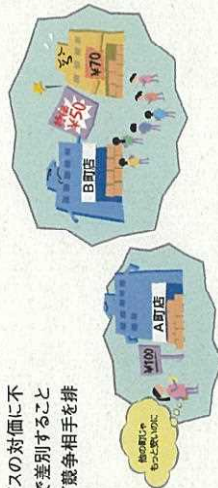
複数の事業者が共同で特定の事業者との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させたりする行為は禁止されています。例えば、新規事業者の開業を妨害するため、原材料メーカーに新規事業者への商品供給をしないよう共同で申し入れる場合などがこれに当たります。

また、小売店に販売価格を指示して守らせるなど、独占禁止法上の違法行為の発生を確保するために、事業者が単独で取引拒絶を行うような場合も違法となります。



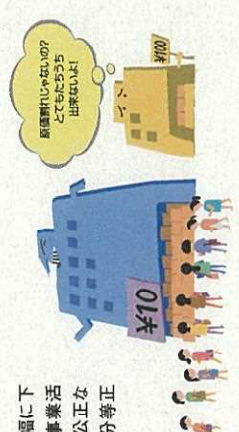
差別対価・差別取扱い

取引先や販売地域によって、商品やサービスの対価に不当に著しい差をつけたり、その他の取引条件で差別することは禁じられています。例えば、有力な事業者が競争相手を排除する目的で、競争相手の取引先に対してのみ廉売をして顧客を奪ったり、競争相手と競合する地域でのみ過剰なダンピングを行ったりするような行為がこれに該当します。



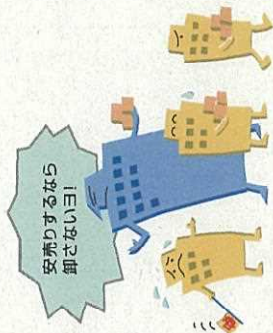
不当廉売

商品を不当に低い価格、例えば総販売原価を大幅に下回るような価格で、継続して販売し、他の事業者の事業活動を困難にさせることは禁じられています。ただし、公正な競争手段としての安売り、キズ物・季節商品等の処分等正当な理由がある場合は、違法とはなりません。



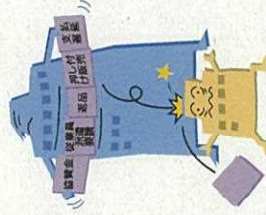
再販売価格の拘束

指定した価格で販売しない小売業者等に経済上の不利益を課したり、出荷を停止したりするなどして小売業者等に自社の商品を指定した価格で販売させることは、最も重要な競争手段といえる価格を拘束するため、原則として禁止されています。また、指定した価格で販売することを小売業者等と合意して、自社の商品を指定した価格で販売させることも禁じられています。ただし、書籍、雑誌、新聞、音楽用CDなどの著作物については、例外となっています。



優越的地位の濫用

取引上優越的地位にある事業者が、取引先に対して不当に不利益を与える行為は禁じられています。例えば、発注元の一方的な都合による押し付け販売、返品、従業員派遣要請、協賛金の負担要請などの不当な行為がこれに該当します。下請取引で問題が起きる場合が多く、独占禁止法の補完法の「下請法」できめ細かに規制されています。



下請法って?

下請代金の支払遅延や減額など、下請事業者に対する親事業者の不当な行為を規制しています。製造業からサービス業まで、幅広い事業分野における親事業者の禁止行為を明確に定め、違反があった場合は簡易・迅速に改善を求め、下請事業者を守る法律となっています。

抱き合わせ販売

商品やサービスを販売する際に、不当に他の商品やサービスを一緒に購入させる行為は、取引の強制に当たりますので禁止されています。例えば、人気の商品と売れ残りの不人気商品をセットで販売し、買い手が不必要な商品を買わざるを得ない状況にするような行為がこれに当たります。



人気商品売出し

他ののは いらないのに...

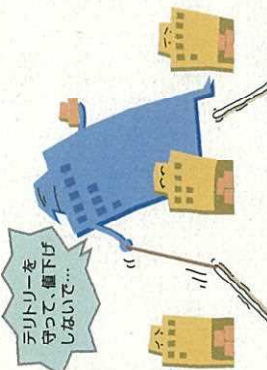
排他条件付取引

自社が供給する商品のみを取り扱い、競合関係にある商品を取り扱わないことを条件として取引を行うなどにより、不当に競争相手の取引の機会や流通経路を奪ったり、新規参入を妨げるおそれがある場合は、違法となります。



拘束条件付取引

取引相手の事業活動を不当に拘束するような条件を付けての取引は禁止されています。テリトリー制によって販売地域を制限したり、安売表示を禁じたりするなど、販売地域や販売方法などを不当に拘束するような場合がこれに該当します。



競争者に対する取引妨害

事業活動に必要な契約の成立を阻止したり、契約不履行へと誘引する行為を行ったりするなどして、競争者の事業活動を不当に妨害することは禁じられています。例えば、海外ブランド品などの輸入総代理店が国内での価格を維持するために海外の出荷元に対して国内における他の輸入業者との取引中止を求めるような場合などがこれに当たります。



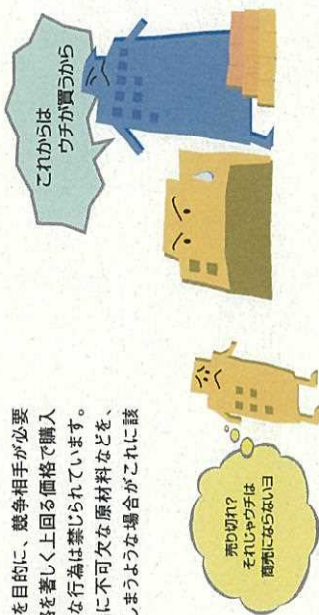
不当顧客誘引

自社の商品・サービスが実際より、あるいは競争相手のものよりも著しく優良・有利であるように見せかける虚偽・誇大な表示や広告で不当に顧客を誘引したり、過大な景品を付けて商品を販売したりするようなことは、買手の手適切な商品選択を妨げるため禁止されています。



不当高価購入

競争相手を妨害することを目的に、競争相手が必要としている物品を市場価格を著しく上回る価格で購入し、入手困難にさせるような行為は禁じられています。例えば、競争相手の製品に不可欠な原材料などを、高価な価格で買い占めてしまうような場合にこれに該当します。



競争相社に対する内部干渉

ある事業者が、競合関係にある会社の株主や役員にその会社の不利益になる行為を行うよう不当に誘引したり、そのおかしさたりするようには禁じられています。



事業者団体と不公正な取引方法

事業者団体がその加入事業者などに働きかけて“不公正な取引方法”に当たる行為をさせることは禁じられています。また、これに従わなかった事業者を団体から不当に除名したり、差別的に取り扱うことで、事業活動を困難にさせる行為も禁じられています。

国際的契約と不公正な取引方法

国内の事業者が海外の事業者と“不公正な取引方法”に当たる内容を含む国際的契約を結ぶことは禁じられています。海外の事業者が不公正な取引方法を行う場所によっては、日本の独占禁止法で規制することが難しいため、契約すること自体が禁じられています。

競争を制限することとなる企業結合などを規制しています。

会社の株式取得、合併、分割、共同株式移転、事業の譲受けなどによって、競争が実質的に制限されることとなる場合、こうした企業結合を禁止しています。公正取引委員会では「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を公表し、どのような企業結合が問題となるかの考え方を示しています。その他、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立、銀行及び保険会社による議決権保有の制限の規制を行っています。

企業結合の際、届出が必要な場合があります。

一定規模以上の会社が株式取得などにより企業結合を行う際、公正取引委員会に届出・報告をする必要があります（外国会社についても同様です）。公正取引委員会に届出・報告が必要となるのは、次のような場合です。

株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業等の譲受けの届出

●株式取得

国内売上高合計額（企業結合集団内の会社等の国内売上高の合計額）が200億円を超える会社が、株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額が50億円を超える会社の株式に係る議決権を20%、50%を超えて取得する場合、事前に公正取引委員会に届け出る必要があります。届出が受理されてから30日を経過するまで、その会社は株式を取得することができません。

*銀行又は保険会社が国内の一般事業会社の議決権を取得する場合を除く。
**企業結合集団とは、会社の親会社（他の会社の子会社でないもの）をい、当該会社に親会社がない場合には、当該会社をいう。及びその子会社から成る集団をいう。

●合併

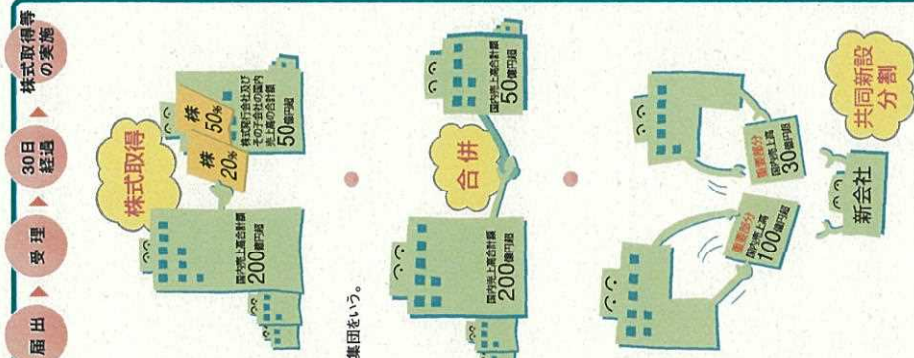
国内売上高合計額が200億円を超える会社と国内売上高合計額が50億円を超える会社が合併する場合、事前に公正取引委員会に届け出る必要があります。届出が受理されてから30日を経過するまで、その会社は合併することができません。

●分割

次のような分割を行う場合、事前に公正取引委員会に届け出る必要があります。届出が受理されてから30日を経過するまで、その会社は分割をすることができません。

〔共同新設分割の場合〕

- ①分割の対象が事業の全部であって、当事会社中に国内売上高合計額が200億円を超える会社と国内売上高合計額が50億円を超える会社がある場合
- ②分割の対象が事業の重要部分であって、当事会社中に対象部分の国内売上高が100億円を超える会社と対象部分の国内売上高が30億円を超える会社がある場合
- ③分割の対象が事業の全部又は事業の重要部分であって、当事会社中に国内売上高合計額が200億円を超える会社と対象部分の国内売上高が30億円を超える会社がある場合又は、当事会社中に国内売上高が100億円を超える会社と国内売上高合計額が50億円を超える会社がある場合



〔吸収分割の場合〕

- ①分割によって事業を承継しようとする会社の国内売上高合計額が50億円を超える場合で、国内売上高合計額が200億円を超える会社から事業の全部を承継するとき又は対象部分の国内売上高が100億円を超える会社から事業の重要部分を承継するとき
- ②分割によって事業を承継しようとする会社の国内売上高合計額が200億円を超える場合で、国内売上高合計額が50億円を超える会社から事業の全部を承継するとき又は対象部分の国内売上高が30億円を超える会社から事業の重要部分を承継するとき

●共同株式移転

国内売上高合計額が200億円を超える会社と国内売上高合計額が50億円を超える会社が共同株式移転をする場合、事前に公正取引委員会に届け出る必要があります。届出が受理されてから30日を経過するまで、その会社は共同株式移転をすることができません。

●事業等の譲受け

国内売上高合計額が200億円を超える会社が、国内売上高（単体）が30億円を超える会社から事業の全部を譲り受ける場合、又は譲受け対象部分の国内売上高が30億円を超える会社の事業等の重要部分を譲り受ける場合、事前に公正取引委員会に届け出る必要があります。届出が受理されてから30日を経過するまで、その会社は事業等を譲り受けることができません。

一定の会社の事業報告・設立の届出

●持株会社等の事業報告

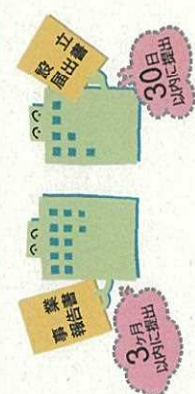
当該会社及びその子会社等の総資産の合計額が、

- ①持株会社 6000億円
- ②銀行、保険会社又は証券会社 8兆円
(持株会社及び証券仲介業者を除く。)
- ③上記以外の会社 2兆円

を超える場合に、当該会社及びその子会社等の事業に関する報告書を毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に公正取引委員会に提出する必要があります。

●持株会社等の設立の届出

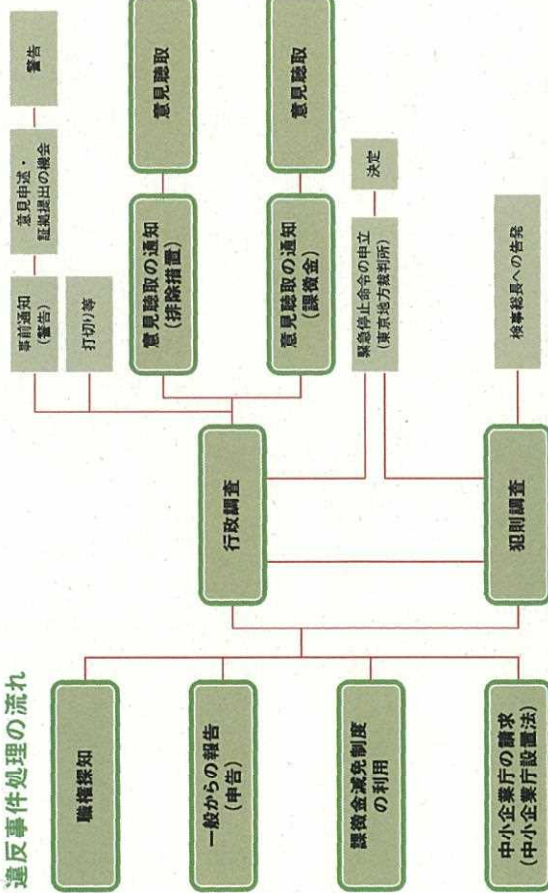
新たに設立された会社は、その設立時において上記①～③の場合に該当するときには、設立の日から30日以内に公正取引委員会への届出が必要になります。



違反行為を迅速に取り締まり、厳正な措置を採っています。

強占禁止法に違反する行為が行われている疑いがある場合、公正取引委員会は、事業者への立入検査、事情聴取などを行い、調査を実施します。調査の結果、違反行為が認められると、違反を行っていた事業者に対して排擠措置を採るよう命じています。また、カルテルなどの悪質な行為については、課徴金や刑事罰などの厳しい措置が採られています。

違反事件処理の流れ



编辑

公正取引委員会の職権探知や一般の方からの報告、課徴金減免制度の利用、中小企業庁からの請求などにより、違反の疑いのある行為を発見すると、事件の調査を開始します。このような違反行為の手掛かりを「事件の発端」といいます。

行政調查

違反行為を行っている疑いがある事業者の事務所などへの
立入検査を行い、帳簿、取引記録などの関係資料を収集し調
査します。また、必要に応じて、関係者に出頭を命じて事情
聴取などを行い、違反行為に関する証拠を収集します。

犯則調査

犯罪調査の対象となる事件の調査を行う場合、裁判官が発する許可状によって、関係業者との臨検、拘禁を行い、必要な物件を差し押さえます。調査の結果、刑事告発が相当と認められれば、検事総長に告発を行います。

意見聴取の通知

公正取引委員会が排除措置命令や課徴金納付命令を行うとするとする場合、予定される命令の内容や公正取引委員会の認定した事実、意見聴取の期日などを事業者に通知します。

意見聴取

意見聴取(公正取引委員会が事件ごとに指定する職員)が主宰する意見聴取を行います。

意見聴取の期日は、冒頭、審事官等から、予定される命令の内容や公正取引委員会が認定した事実などについて説明がなされます。これに対し、当事者は、意見陳述や証拠提出がなされます。

意見聴取の結果は、意見聴取官が意見聴取調査及び意見聴取報告書としてまとめ、公正取引委員会へ提出します。公正取引委員会では、命令を議決するときは、これらの内容を参照します。

午 俗 柳 柳 絲 絲

違反行為を速やかに排除するよう命ずる行政処分です。例えば、価格カルテルの場合には、価格引上げ等の破棄とその周知、再発防止のための対策などを命じます。確定した排除措置命令に従わない場合、その事業者には刑事罰が科されます。

※違反行為をした事業者から合併、分割又は譲渡により違反行為に係る事業を引き継いだ事業者に対しても、排除措置を命ずることができます。

※排除措置命令の除斥期間（違反行為がなくなった日から命令を行うことができなくなるまでの期間）は、5年です。

訴訟

排除措置命令又は課金納付命令といった行政処分不服がある場合、その取消しを求めた訴訟を提起することができます。裁判所は、公正取引委員会の判断の基礎とされた重要な事実を認認することや要件の解釈に誤りがあることなどを以て、取消事由が認められる場合には、処分の全部又は一部を取り消し得る。

官製談合防止法について

公正取引委員会は、入札談合の調査の中で、いわゆる官製談合があると認めるとき、国や地方公共団体に改善措置を要求します。これを受け、国や地方公共団体等は、必要な調査を行い、必要と思われる改善措置を講じることになっています。

課徴金納付命令

カルテル・入札談合、私的独占及び一定の不正な取引方法が行われた場合に課徴金を納めるよう命じる行政処分です。違反行為をした事業者は、一定の算式に従って計算された金額を課徴金として国庫に納めなければいけません。

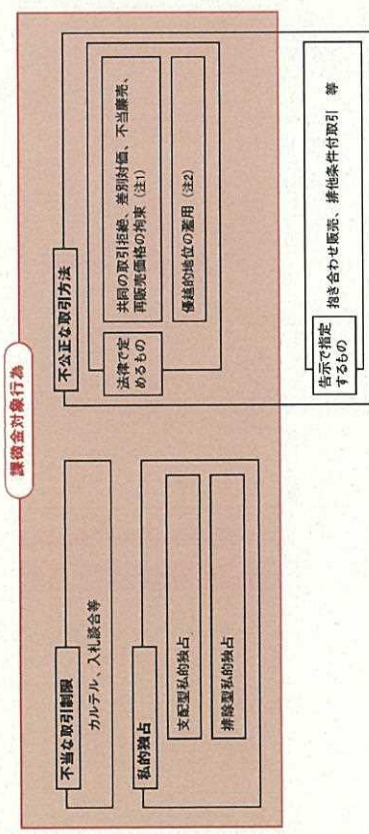
●課長は17ページをご覧ください。

[illegible]

※課徴金納付命令の除斥期間は、5年です。

課徴金の対象となる行為類型について

カルテル・入札談合等の不当取引制限、私的独占（支配型及び排除型）及び一定の不正な取引方法（共同の取引拒絶、差別対価、不当販売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用）が課徴金の対象となります。



(注1) 同一の違反行為を繰り返している場合（公正取引委員会による調査開始日から5年以内の同一の違反行為について排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたことがある場合）に課徴金の対象となります。
(注2) 継続して行われた場合に課徴金の対象となります。

課徴金算定率について

課徴金額は、違反行為に係る期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額又は購入額を基に算出され、事業者の規模や業種ごとに決められた算定率を掛けて計算します。

$$\text{課徴金額} = \text{違反行為に係る期間中の対象商品又は役務の売上額又は購入額} \times \text{課徴金算定率}$$

● 課徴金算定率

課徴金算定率	製造業等		小売業		卸売業	
	不当な取引制限	私的独占	不当な取引制限	私的独占	共同の取引拒絶、差別対価、不当販売、再販売価格の拘束	優越的地位の濫用
10% (4%)	3% (1.2%)	2% (1%)	3%	2%	3%	1%
10%	3%	2%	3%	2%	3%	1%
6%	2%	1%	2%	1%	2%	1%

()内は中小企業の場合

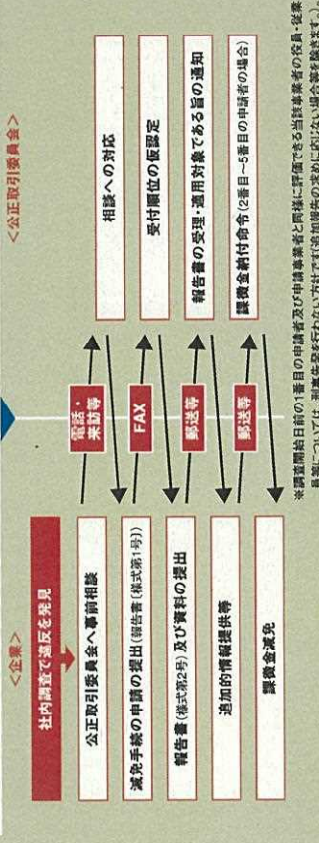
また、カルテル・入札談合等の不当な取引制限に対する課徴金算定率については、以下のような加重減算要素が規定されています。
① 早期に違反行為を繰り返している場合（注1）、又は違反行為において主動的な役割を果たした場合（注2）には、算定の算定率を50%加重して計算した額が課徴金額となります。
② 違反行為を繰り返している、かつ違反行為において主動的な役割を果たした場合（注2）には、算定の算定率を2倍にして計算した額が課徴金額となります。
③ 早期に違反行為をやめた場合には、算定の算定率を20%軽減して計算した額が課徴金額となります（注2）。
(注1) 私的独占に該当する場合、又は違反行為において主動的な役割を果たした場合に適用されます。
(注2) 違反行為を繰り返している場合、又は違反行為において主動的な役割を果たした場合に適用されます。

課徴金減免制度について

事業者が自ら開示したカルテル・入札談合について、その違反内容が公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度です。公正取引委員会が調査を開始する前に他の事業者よりも早期に報告すれば、課徴金の減免率が高くなる。始日以後と合わせて最大5社（ただし調査開始日以後は最大3社）に適用されます。事業者自身がその違反内容を報告し、更に資料を提出することにより、カルテル・入札談合の発見、説明を容易化して、競争秩序を早期に回復することを目的としています。

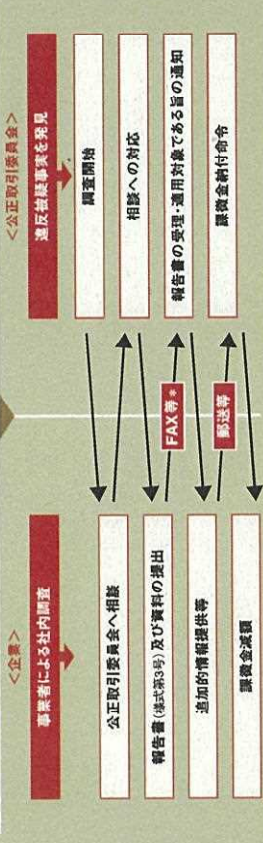
※ 課徴金減免制度の対象は、カルテル・入札談合（輸入カルテルを含む）に限られます。

公正取引委員会の調査開始日前の場合



※ 調査開始日直前の1番目の申請者及び申請書類と同時に評価できる当該事業者の役員・従業員等については、別添付表を行ない方針で追加報告の求めにに応じない場合等を除きます。

公正取引委員会の調査開始日以後の場合



* 報告書の提出はFAXに限り、資料の提出は郵便等でも可とされています。

課徴金減免制度に関するお問い合わせは、課徴金減免管理官までどうぞ

- 課徴金減免申請に係る事前相談：電話 03 (3581) 2100 (直通)
 - 課徴金減免申請に係る報告書（様式第1号及び第3号）の送付：FAX 03 (3581) 5599 (FAXに限り)
 - 課徴金減免申請に係る報告書及び資料（様式第2号及び第3号）の提出：〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館印棟
- ・ 報告書の様式及び記載例は、公正取引委員会のホームページに掲載されています。

罰則

独占禁止法の違反行為を行った場合、犯罪行為として懲役や罰金などの刑事罰を受ける場合があります。例えば、事業者がカルテルを行った場合、それを決定した責任者個人も刑罰を受けず、事業者や事業者団体にのみ罰金が科されます。

罰則の種類	個人	法人
私的独占、不当な取引制限、事業者団体の禁止行為違反	5年以下の懲役・500万円以下の罰金	5億円以下の罰金
国際的協定等、事業者団体の禁止行為違反	2年以下の懲役・300万円以下の罰金	300万円以下の罰金
指定排除措置命令違反	2年以下の懲役・300万円以下の罰金	3億円以下の罰金*
銀行又は保険会社の議決権保有の制限違反等の罪	1年以下の懲役・200万円以下の罰金	200万円以下の罰金
届出等に関する規定違反	200万円以下の罰金	200万円以下の罰金
立入検査妨害等	1年以下の懲役・300万円以下の罰金	300万円以下の罰金

*私的独占、不当な取引制限又は事業者団体の禁止行為に該当する行為を防止し、止める命令に違反した場合は300万円。

課徴金と罰金の調整について

課徴金と罰金が併せて科される場合には、罰金額の2分の1に相当する金額が課徴金から控除されます。

差止請求

不正な取引方法に該当する違法行為によって、著しい損害を受けたり、又は受けるおそれのある消費者や事業者などは、裁判所に訴えてその行為の差止めを請求できます。

損害賠償

独占禁止法違反行為によって被害を受けた消費者や事業者などは、その違反行為を行った者に対して損害賠償を請求できます。特に独占禁止法に基づき損害賠償が請求された場合には、損害賠償を請求された事業者や事業者団体は、故意・過失の有無を問わず責任を負うことができます。

違反を未然に防止するため、各種ガイドラインを作成しています。

時代の流れや消費の傾向、そして規制緩和の推進などに伴って、市場の規模や環境は常に変化しています。公正取引委員会は、こうした状況の下で独占禁止法等の違反行為を未然に防止するため、どのような行為が違反となるか、ならないかについて、これまでの運用を踏まえた考え方に基づくガイドライン等を取りまとめ、作成・公表しています。

これまでに公表してきた主なガイドライン

行政指導関係

- 行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成6年6月（平成22年1月改定））

私的独占関係

- 排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針（平成21年10月）

流通・取引慣行関係

- 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（平成3年7月（平成28年6月改定））

事業者団体関係

- 公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成6年7月（平成27年4月改定））
- 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成7年10月（平成22年1月改定））
- リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針（平成13年6月（平成22年1月改定））
- 資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方（平成13年10月（平成22年1月改定））

企業結合関係

- 事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方（平成14年11月（平成22年1月改定））
- 独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方（平成14年11月（平成26年4月改定））
- 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（平成16年5月（平成23年6月改定））

不正な取引方法等関係

- フランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（平成14年4月（平成23年6月改定））
- 不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（平成21年12月（平成29年6月改定））
- 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（平成5年4月（平成29年6月改定））
- 客務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（平成10年3月（平成29年6月改定））
- 適正な電力取引についての指針（平成11年12月（平成29年2月改定））
- 適正なガス取引についての指針（平成12年3月（平成29年2月改定））
- 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（平成13年11月（平成30年1月改定））
- 金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不正な取引方法について（平成16年12月（平成23年6月改定））
- 「大海様小売業者」による輸入業者との取引における特定の不正な取引方法の運用基準（平成17年6月（平成23年6月改定））
- 標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方（平成17年6月（平成19年9月改定））
- 農協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針（平成19年4月（平成29年6月改定））
- 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（平成19年9月（平成28年1月改定））
- 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平成22年11月（平成29年6月改定））

下請法関係

- 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年12月（平成28年12月改定））

その他

- 公的再生支援に関する競争政策上の考え方（平成28年3月）

詳しくは、インターネットによる法令・ガイドラインの情報提供を御利用ください。

<http://www.jftc.go.jp/hourei.html>

公正取引委員会は、独占禁止法を運用し、競争政策を積極的に展開しています。

公正取引委員会は、委員長と4名の委員の全5名から構成される行政委員会（合議制の行政機関）です。委員長及び委員は、法律・経済に関する学識経験の豊富な者のうちから、内閣総理大臣が国会の同意を得て任命します。独立行政委員会として他から指揮監督を受けることなく、独立して職務を行っていることも大きな特色です。公正取引委員会の下には、事件の調査や事業者の活動の監視などの事務を行うための事務総局が置かれており、年々、その職員数も増えています。



委員会議室

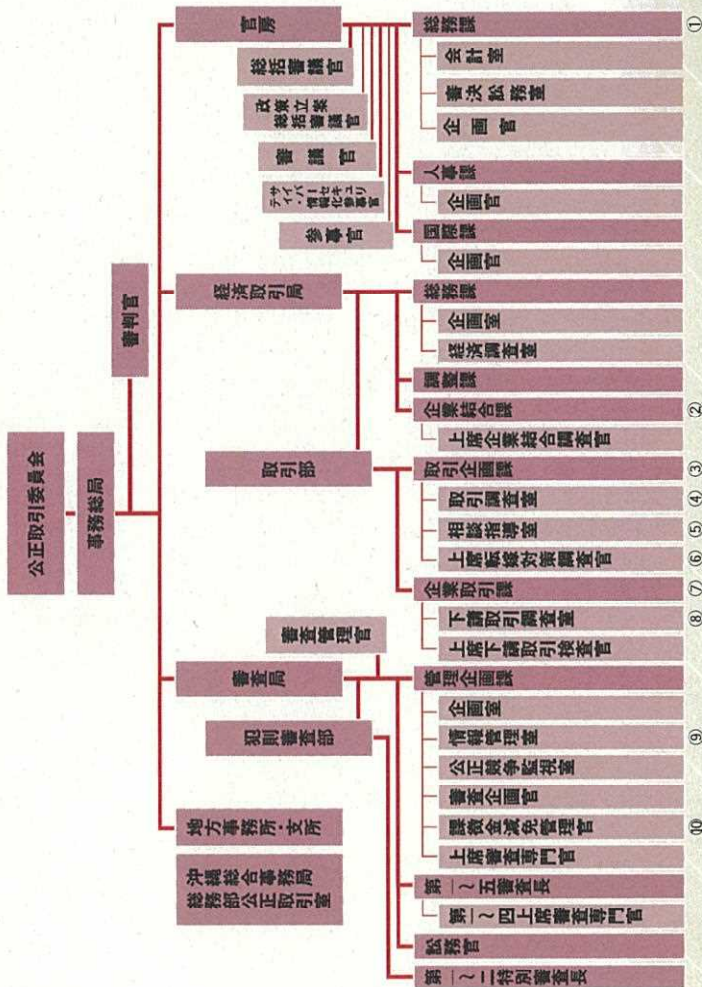
法執行官庁として ～独占禁止法などの法を執行～

経済活動における公正かつ自由な競争を守るため、独占禁止法とその補完法である下請法という2つの法律を執行しています。もし、違反行為があった場合には、それを速やかに取り除くよう必要な排除措置命令（いわゆる官製談合事件の場合には、併せて、官製談合防止法に基づく発注機関に対する必要な改善措置の要求）、また価格等のカルテルや私的独占が行われた場合には課徴金納付命令などの措置を行い、競争秩序をいち早く回復できるように努めています。

政策官庁として ～競争政策を積極的に展開～

国際的に開かれた、自由で公正な活力ある経済社会の形成を目指して、規制改革を推進するとともに競争政策の積極的な展開を図るための基盤整備に取り組んでいます。独占禁止法のより一層の充実化への取組、規制改革への調査・提言、競争制限的な行政指導の改善、民民規制への対応などの活動を行うとともに、競争政策に関する国際協力にも力を入れています。

公正取引委員会の組織図



届出・申請・申告・相談窓口一覧

① 独占禁止法についての一般的な相談	官房総務課
② 株式取得・合併・分割・事業の譲受け等の届出	企業結合課
③ 消費税法・表示法・カルテルの届出・相談	取引企画課
④ 中小企業等協同組合の届出	取引調査室
⑤ 事業者・事業者団体が今後、自ら行おうとする商品・役務の取引、知的財産の利用、共同事業等に係る活動についての相談	相談指導室
⑥ 消費税法の転嫁拒否等の行為についての申告・相談	消費税法対策対策調査室
⑦ 下請法・優越的地位の濫用規制についての相談	企業取引課
⑧ 下請法違反被疑事実についての申告	下請取引調査室
⑨ 独占禁止法違反被疑事実についての申告	情報管理室
⑩ 課徴金の減免に係る報告・相談	課徴金減免管理官

御相談や御質問は、全国の相談窓口までお気軽にどうぞ。

●公正取引委員会事務局 官房総務課
〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL.03(3581)5471(代) FAX.03(3581)1963 <http://www.jftc.go.jp/>

●北海道事務所 総務課
〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL.011(231)6300(代) FAX.011(261)1719

●東北事務所 総務課
〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL.022(225)7095(代) FAX.022(261)3548

●中部事務所 総務課
〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL.052(961)9421(直) FAX.052(971)5003

●近畿中国四国事務所 総務課
〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL.06(6941)2173(直) FAX.06(6943)7214

●近畿中国四国事務所 中国支所 総務課
〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL.082(228)1501(代) FAX.082(223)3123

●近畿中国四国事務所 四国支所 総務課
〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL.087(811)1750(代) FAX.087(811)1761

●九州事務所 総務課
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL.092(431)5881(直) FAX.092(474)5465

●内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引室
〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL.098(866)0049(直) FAX.098(860)1110



インターネットでも、様々な情報を提供しています。ぜひ、御利用ください。 <http://www.jftc.go.jp/>



(2018年4月)